第９回　飯　南　町　議　会　定　例　会　会　議　録　（第２日）

令和３年12月10日（金曜日）

議事日程（第２号）

令和３年12月10日　午前９時開議

日　程　第　１　　一般質問

本日の会議に付した事件

日　程　第　１　　一般質問

出席議員（10名）

１番	早樋徹雄	２番	伊藤好晴
３番	熊谷兼樹	４番	内藤眞一
５番	高橋英次	６番	安部誠也
７番	景山登美男	８番	安部　丘
９番	平石玲児	10番	戸谷ひとみ

欠席議員（なし）

欠　　員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長	高木ゆかり	書記	信藤　晃

説明のため出席した者の職氏名

町長	塚原隆昭	副町長	奥田弘樹
教育長	大谷哲也	教育次長	石飛幹祐
総務課長	那須忠巳	防災危機管理室長	長島淳二
会計管理者	那須和博	基幹支所長	和田真一
まちづくり推進課長	藤原清伸	まちづくり推進課総括監	門脇貴子
産業振興課長	植田　勉	産業振興課総括監	藤原一也
保健福祉課長	小玉千恵	福祉事務所長	安部　農
住民課長	永井あけみ	建設課長	森山　篤
病院事務長	高橋克裕	代表監査委員	那須照男

欠席した職員の氏名（午前のみ）

会　計　管　理　者　　那　須　和　博

午前９時00分開議

○議長（早樋　徹雄）　みなさん、おはようございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

なお、議場は新型コロナウイルス感染防止のため対策をしての開会となりますのでご協力をお願いいたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

那須会計管理者は、公務のため午前中出席できない旨の届け出が出ております。

日程第１　一般質問

○議長（早樋　徹雄）　日程第１、一般質問を行います。

会議規則第61条第２項に基づく質問の通告がありますので、受付順に発言を許します。

はじめに、４番、内藤眞一議員。

○４番（内藤　眞一）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　４番、内藤眞一議員。

○４番（内藤　眞一）　４番。

おはようございます。毎回申し上げるとおり昨年から続くコロナ禍の中で、わが飯南町では１件の患者発生もなく、町民の皆さまのご努力に頭の下がる思いです。また、７月の降雨出水、台風、まだ災害箇所の修繕は一部で、農地は来春復旧の見込みと聞いていますが、今年の冬はラニーニャ現象とかで寒く大雪の可能性ありと気象庁は言っています。災害箇所の復旧に支障がなければと思うところです。

せっかくコロナ患者が全国的に減少したにも関わらず、第６波のコロナ患者拡大とかの話がある中で、デルタ株に続きオミクロン株のウイルス発生で今後どのように広がるのか心配です。災害、コロナウイルス、その上大雪とあってはいささか自然界のなせる業にうんざりしているところです。身近に迫った雪の季節、どうか大雪にならないことを願うところです。

さて、今日はコロナワクチン接種対応と、高齢者福祉施設について伺いたく思います。

先程も申しあげましたとおり第６波の新型コロナウイルス感染対策として、第３回目のコロナワクチン接種が計画されています。新聞等では「ファイザー製かモデルナ製」か議論があるようですが、できれば前回接種したものと同様なワクチンが安心できるような気がするのは私だけでしょうか。

今日はワクチン選別の質問をしようというわけではありません。町長もご存じかと思い

ますが、第２回目の接種後に熱が出た上に、頭痛が激しく学校に行けない女子中学生の方がおいでになりました。翌日病院に行かれたと思うのですが、診察と共に薬が処方され数日すれば元どおりになると本人も先生も思われたのだと思います。しかし、数週間、１か月経過しても元どおりにならず、今も学校は欠席中のようです。

なお、この件については誰か誰かとのうわさや、誹謗・中傷が無いよう教育委員会からも周知をお願いをしたいと思いますし、勿論、私もこの中学生の保護者の方の了解もいただいて質問させていただいております。その旨お知らせして質問を続けます。

若い方ほど接種後の副作用が大きいと報道されていましたが、私の知っている身近な同年代の大人の方でも一週間余り熱が続き、病院で解熱剤を処方されたのですが、それでも熱が上がったり下がったりで苦労しておいでになったのは見ています。

学校を休んでいる方は中学１年生ですから、休んでいる２学期の間に各種のスポーツ大会や体育祭・学習発表会等があったはずで、楽しいはずの中学校生活がつぶれてしまったことは大変残念で、かわいそうなことだと思いました。

先月秋祭りでお会いしたら、お母さんが「家で寝てばかりなので外に連れ出した。熱は出なくなったが頭が痛いのは治らないので氏神さんに早く治るようお願いした。」とおっしゃっていました。

私が心配したのは１か月以上すでに３か月も学校を休んでいると、学校に行きたくなくなってはいけないと思ったところでした。聞くところでは、この方は活発な生徒さんで心配する必要はないのかもわかりませんが、長期間休むと勉強にも差が付きますし、学校へ行きたくなくなる方も多々あるようです。

当然学校の先生を含め、教育委員会も対応なさっているでしょうし、保健福祉課も対応いただいていると思います。ひとつ自分のこととして、自分の子供だったらと考えて対応いただきたいと思います。

そこで私が言いたいことはこのような事態になった時の対応方法です。言われているように１日か２・３日もすれば治るのが普通のようです。しかし、そうでない方がまれにあるということですから、もう作ってあるのかもわかりませんが、対応手順くらいは作っておくべきかと思うのです。そうすれば、このような生徒さんがいることが翌日にはわかります。私の想像ですが今回は情報伝達が遅かったのではないでしょうか。

たとえば、熱等が出た場合は病院に行く、医師の方は当然適切な治療・薬等の処方をなさるのだと思うのです。それが翌日または翌々日まで続き回復しない場合は、病院から保健福祉課へ連絡していただき保健師が状況を把握し、学校医に連絡し対応方法を決める。当然この時点では教育委員会にも連絡は行くと思います。

それら町で解決できない時は保健所等県レベルの知恵を仰ぐ、場合によっては県から国への手順もあるかと思うのです。

今言っているのは私の考えで、必ずしもこれが正しいとは思いません。

病院には病院、学校には学校の連絡ルールがあるとは思いますが、町は町民を守る責任

があると思うので情報は知る必要があると思います。

この生徒さんの場合は保健所等の紹介もあり、島根医大にも行かれたようですが、なかなか良くならないので心配された家族の方は、インターネットで探して、色々なところへも出向かれたようです。しかし、どこに行っても答えは同じで、２～３日長くても１週間から 10 日もすれば治る。最後は本人の気持ちの問題とまで言われているようです。

確かに３か月も学校にも行けずにいれば、そんな気持ちにもなろうかと思います。それでは困ります。でも私が先月お祭りの時にお会いした限りでは、そのような感じは全くありませんでした。

だれも経験がないことですし、医師の方も初めてのことです。適切な処置の仕方のマニュアルは無いのかもわかりません。各種の状況・経験等から数日で治らないのはおかしいとお考えなのかもわかりません。

私のように素人では知識も無く医師にお任せするしかありませんが、確かに情報が無いことは事実のようです。県・国等ではこのような状況になった方の解決方法等の情報はあるのかもわかりません。ひとつ国を通してでも全国でこのような実例はないのか。あったらどのように対応なさったのか。わずかな情報でも欲しいのです。

本人をはじめ、家族の方は藁をもつかむ思いだと思います。どうぞこのような事態が２度と無いようワクチンを勧めた行政は、町民を守る意味からも元気に元どおりになるまで対応いただきたいと思います。

そういう意味でも起こったらすぐ対応できるよう、担当課は手順の確認をお願いしたく思います。大雨・大風の時の防災と同じです。起きてからでは遅いのです。起こるかもわからないくらいの想定はして、対応手順を作成しておいていただきたく思います。

報道では南アフリカを起点に新しい変異ウィルス「オミクロン株」には効果がないとか。今後また違うワクチン接種があるのかもわかりません。

しかしこの度の生徒さんの例から、第３回目の接種は１月からと伺っていますが、皆さん特に同中学校の生徒さんが接種をためらわれるようでは困ります。事実第１回目はなんともなかったが、第２回目は熱が出た・痛みが強かったとかの声を聞きます。

報道によると第２回目の接種から６か月経過からでもって接種可能とあり、接種を早める市町村もあるようです。飯南町の接種は予定通り 1 月からでしょうか、それとも早まるのでしょうか。いずれにしても接種率が低下しないようにする必要があります。

現在苦しんでおいでの生徒さんへの情報提供のため、全国各地の情報収集を一刻も早くお願いすると共に、町民の命を守る町長の考え、今後の対応方法を伺いたく思います。

○議長（早樋　徹雄）　４番、内藤眞一議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原　隆昭）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　塚原町長。

○町長（塚原　隆昭）　番外。

おはようございます。ただいま４番議員からご質問いただきました。

ワクチン接種後に体調不良が続いている生徒への対応についてのご質問でありました。この件につきましては、もちろん学校、教育委員会、保健福祉課でも詳細な状況は把握しておりまして、情報共有してきております。

それで議員からも、今回の質問にあたっては、保護者の同意もいただいているということでしたが、今回の個人の特定、そしてプライバシーのこともありまして、非常にデリケートなことでありますので、生徒の具体的な状況についての答弁は控えさせていただきたいと思いますが、支障のない範囲内で対応状況については答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、生徒への対応についてでございます。学校では、生徒の主治医と情報共有を行いまして、生徒への対応について共通認識を持ちながら、対応を行っております。具体的には、現在、やはり先ほどご説明があったとおりですが、体調の回復、これを最優先にいたしまして、過度に登校を強いることなく、家庭訪問も行いながら、生活リズムを整える、こうしたことを中心に指導をしてきております。

そして、学習面でのご心配もございました。こちらにつきましては、家庭訪問、これは学年部として対応しておられますが、そうした家庭訪問の際に、学習のプリントを渡したり、それからタブレットをですね、今１人１台ということで配付しておりますので、そうしたオンラインでの授業参加、こうしたことも提案しているということで、そうした対応を行っているということ聞いております。

それで、これも繰り返しになりますが、今後もまずはですね、体調が回復することを最優先に、医師との情報共有を行い、指導を仰ぎながら対応していきたいと考えております。

次に、今回のですね、ワクチン接種後の副反応についての対応でございます。こちらは、保健福祉課の方から接種後の副反応についてお知らせしているところであり、ご心配やご不安なことについては保健福祉課へご相談いただいております。

その際に医療機関への受診も勧めておりまして、その医療機関はですね、受診後医師の判断で、県に副反応の報告をすることになっております。

今回、県にですね確認いたしましたところ、このような報告のうち、市町村を窓口として健康被害救済制度、これはですね、予防接種と健康被害との因果関係がですね認定された方を救済する制度でございます。これは厚労省の制度でございますが、こうした制度に申請された件数は、数件あると伺っております。これはいずれもですね接種後におこるアナフィラキシーショックということで、接種後にそうした異常が発生する、そうした状況であったと聞いております。

こうした救済制度の申請に至らなくても、町として県や医療機関と連携を取り、それぞれのお困りごと、そしてご心配ごと、情報共有しながらですね対応しております。

それと今回２回目のそうした接種の副反応の関係で３回目の接種をご心配ということ

で、ご懸念ということでございましたが、この副反応については、確かに個人差はありますが、若い方の方が副反応の出現が多く、具体的には、二度とそうした思いを、辛かったと思いますが、痛かったり熱がでたりそうしたことですが、そうした思いはしたくないというような声があるのはもちろん承知しております。

今回、国からは３回目のこのワクチンにつきましては、ファイザーに加えてモデルナ社製の配分も予定されております。この度、今回は 18 歳以上ということで３回目はなっておりますので、まだ中学生は対象とはなっておりませんが、この３回目の接種、これは今中学生とちょっと離れますが、18 歳以上の方については希望接種の有無であったり、ワクチンの種類など、そうした説明にも合わせて、希望調査を今回は取りたいと思っております。ワクチンの有効性、そして副反応、今回は交差接種、また交互接種とも言われておりますが、そうした違うワクチンを打つことについてのことを、ちゃんと国からの説明もですね受けまして、そうした住民の方へきちんとしたですね説明を添えて周知したいと思っております。

また、接種時期につきましては、少しあわせて今回説明させていただきますが、まず先行するのは２回目と同じでございまして、高齢者の施設入所者であったり、そこへの従事される職員、それから医療従事者、この方を１月下旬からと今のところは考えております。一般の方については、少し降雪時期と重なりますので、今協議を重ねているところでございます。

それで、議員が一番ご心配になった今回のような事例で、手順書であったりそうしたルールを事前に決めておくべきではないかということでございます。

こうした接種後の副反応出現時の対応につきましては、議員からは手順書という言い方をされましたが、ご提案もいただきました。やはり一人一人心配ごとやその症状がまちまちと言いますか、違うわけでございまして、その方に合わせた対応をこれまで同様、町といたしましては保健福祉課の方で丁寧に行っていきますということであります。

まずは保健福祉課へご相談いただくか、医療機関への受診いただくことが大事だと思っておりまして、既にそういうことはされてきておりますが、今回は長期化しておっていろいろ相談もしたり、医療機関もかかったり、ネットで調べたりもされた中での改善もないということでお困りであることは承知しております。

今回、全国の情報収集につきまして、今、この案件は島根県の方でも取り上げていただいておりまして、そこでの検討も進められております。なるべくこの対象の方につきまして、早くですね、普通の生活にお戻りになられるよう、そして学校にもまたですね通えるような形で回復していただくようにですね、町としても最善の努力をですね今後もして行きますし、教育委員会の方もですね、この案件についてはずっと関わっておりまして、ていねいなしっかりとした対応を引き続き進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

○４番（内藤　眞一）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　４番、内藤眞一議員の質問を許します。

○４番（内藤　眞一）　４番。

お答えをいただきました。私もそれ以上のことを言おうとは思いませんが、その中で言っておりましたとおり、とりあえずその患者さんのとこでは、いろんな情報が欲しいわけです。やる方法がないもんですから。ひとつそのことをですね、早めに手を打っていただいて、情報を、どこまであるのかわかりません。さっきのアナフィラキシーショックですか、その件は全国的に言われている話ですから当然情報としてはあるだろうと思います。そうじゃなくて、今のような熱が出たとかですね、頭が痛いとかいう症状で動くのがたいへんだというふうな症状が全国にないのか、あるのか。今日も私も先般、国会議員の方にお会いする機会があったもんですから、国ではそういうふうな情報がないのかと、あればひとつ、うちの町の方へも教えてくれという話をした経緯もございます。ひとつ、そういうふうな情報収集をお願いしたいというふうに思います。

さて、次の質問に移らせていただきます。

高齢者福祉施設の今後について伺いたいと思います。

飯南町役場には保健福祉課・福祉事務所があり、福祉活動のかじ取りをしていただいているところですが、今日は高齢者福祉について伺います。

町内にある福祉施設は、社会福祉法人「友愛会」では、特別養護老人ホーム「愛寿園」、養護老人ホーム「琴引の里」をはじめ、「短期入所生活介護」を含めて各種の介護を行っておいでになります。

社会福祉法人 「飯南町社会福祉協議会」では、特別養護老人ホーム「あかぎの里」をはじめ「通所介護事業所」ほか各種の介護を行っておいでになります。

株式会社「あゆみ」では　「グループホームあゆみの杜」で「小規模多機能居宅介護」等、各種の介護を行っています。

その他に小規模多機能居宅介護事業所「庵（いおり)」、「ブナの木」。あるいは NPO 法人「まんてんの家」。デイサービスセンター「まごの手」等々あり、これらの施設で高齢者介護のお仕事をしていただいております。

この中で町から業務委託し、各福祉施設の面倒を見ていただいているのが「社会福祉協議会」と思っていましたが、現状では従来から行っていた「あかぎの里」の運営以外の各種事業は、補助金が町から出ている委託事業や出ていない介護等の事業が混在していますが、他の事業者とは中身が異なるようです。

したがって、他の福祉事業者から見れば補助金が出ているから楽な運営ができている。「社会福祉協議会」との名前はあるが他の事業者の面倒は見てくれないとの不満があるようです。この「あかぎの里」については設立時からの経過に違いがあるようですが、それぞれの事業者が同じような仕事をしておいでですから、色々な意見があっても当然かもわかりません。

かといって、株式会社等の民間経営に行政が関わっていくわけにはいきません。そうは言っても、これらの業務は継続していただかなくては困ります。そこで私が思うに、「社会福祉協議会」に委託している業務を今すぐ変えることはできませんから、町が委託している業務のみお願いし、介護施設の業務は、たとえば仮称ですが「社会福祉連合会」なり、「社会福祉連絡協議会」なりの名称で、介護業務を行っている施設を統括する業務機関を作ってはどうかと思うのです。

もちろん「あかぎの里」は、現在の社会福祉協議会からは分離して他の施設同様に統括業務機関の元で同等に従来からの業務を行っていただくという方法もあるのではないかと思うのです。

なぜこのような方法を提案するかというと、各施設とも介護士が不足して入所希望者はあっても対応できない。空きベッドはあるのに介護士不足で使えない。したがって収益に影響が出る。

事実、第２次総合振興計画の人口推移を見ても、ここ 10 年程度は人口が減ってきても、高齢者の減少は数名程度で、どうしても現在の収容施設は必要です。しかし 10 年も経過すれば施設は減少せざるを得なくなることが考えられます。

人口減少に対して町長は就任時からの方針に若者・子供の増加に対しては色々施策をもっておいでと思いますし、私も大賛成ですが、高齢者のことは従来通りの表現で、特に新町長の計画で目立つ表現は入っていないように思います。

老朽化している施設もあります。何らかの方法を考えないと高齢者は減少しないわけですが、各施設の収益は介護士不足で減少するばかりですし、ひいては施設減少にもつながります。そうならないうちに手を打つ必要があるかと思います。そこでこの提案をさせていただいたのです。

この組織には町職員が着く。町長はせっかく新組織「まちづくり推進課」を作られたのです。これは色々な意味で町民のために仕事をする課です。保健福祉課もコロナの関係もあるでしょうが、多分手一杯の状況かと思います。かといって他の課では無理かとも思います。町長肝いりで作った課ですからこの際「まちづくり推進課」業務のひとつとして活躍していただいてはいかがかと思います。

現在ある施設は保持する。そして介護業務をする施設は、みんな平等に仕事ができるようにする。介護士が不足しているところへは介護士を派遣する。などなど現在各施設が困っていることを施設みんなで共有して解決を図る、そんな機関を作っていただきたいのです。

もちろん、この機関は皆さんが出資して作ると共に、町も各施設維持のため必要な補助も検討することは必要かと思います。

Ｕ・Ｉターン者や若者ばかりでなく高齢者にもわが町に来ていただく方法もあろうかと思います。高齢者が住みたい町全国一位になるのも方法です。人口増は若者ばかりとは限りません。すべての年代の方を対象にするべきかと考えます。

介護施設関係者で作った組織に、病院というか地域包括ケア推進局、保健福祉課、福祉事務所、そして町が協力してみんなで高齢者を守る組織、これらを作らないとわが町の介護施設は維持できないかもわかりません。
特に介護士に関しては先日「まちづくり推進課」が主催した関係人口の講演でもあったように、関係者があらゆる知恵を出し介護士獲得、施設維持を考えることです。
決して、私の考えが正しいとは思いませんが、今何かのアクションを起こさないと、わが飯南町は細るばかりかと危惧するものですから提案させていただきました。

明日からというわけにはいきません。来年度から町を軸に社会福祉協議会も含め、各介護施設の関係者でプロジェクトチームを作り検討を始められ、少なくとも２、３年先には何らかの組織づくりができるくらいの動きは期待するところです。

加えて言わせていただければ介護士の給料です。今、国は約１万円の給料アップを言っています。大変いいことですが、それのみでなく何年も同一賃金では辞めたくもなります。年数等に応じた職能給的な考え方で手当も含めての改革等、長期雇用者への配慮も必要かと考えます。

そんなことはとっくに考えていると町長はお考えかもわかりませんが、それで結構です。「まちづくり推進課」を作られたのも多分そのつもりでしょう。いずれにしても早くに手を付けなければと考えます。町長の考えを伺います。

○議長（早樋　徹雄）　４番、内藤議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原　隆昭）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　塚原町長。

○町長（塚原　隆昭）　番外。

続いて、高齢者福祉施設の今後についてご質問をいただきました。
高齢者福祉を取り巻く課題は、安心安全な暮らしを守る上で重要かつ迅速に解決していかなければならないと認識しております。
また、町内では様々な事業体で、高齢者の生活を支えるだけでなく、雇用している職員や、そしてその家族の生活も支えていると考えております。
ですから、現在の課題はもちろん、そして今後想定される課題につきましても、介護保険の保険者である雲南広域連合、そして事業実施事業者の皆さんと共に方向性を共有し、私も公約に掲げております、この「安心安全なまちづくり」これは飯南病院を中心とした地域包括医療ケアの推進であり、それから高齢者の方が安心して住み続けられるまちづくりであります。こうしたことをですね、しっかりと目指してまいりたいと思っております。

その上で、議員から社会福祉協議会の役割の明確化ということで、実際に施設運営、それから町からの委託業務あったり、それから独自の業務があるわけですが、そうした役割の明確化。
そして、介護保険サービス事業者を一体的に担う組織を作り、そしてその組織作りに町

が参画し諸課題を解決してはどうかとのご提案でございました。

私の方からも社協のですね、今実際業務を委託しておりますので少し説明させていただきますと、本町におきまして、住民参加による地域福祉活動や権利擁護を含む生活相談支援、そうしたこともしていただいております。ボランティア活動、災害時にはボランティアセンターも立ち上げていただいておりますし、そうした活動も行っていただいております。

大きく、そうした地域福祉活動を中心に展開して来られましたが、平成８年に紹介のありました「特別養護老人ホームあかぎの里」これを、その運営に加えられまして、それから大きく、平成24年、これはですね飯南町が保育所業務を委託いたしました。これを町から委託して、地域福祉だけでなく児童福祉、高齢者・障がい福祉にも取り組んでいただいております。これが飯南町の社会福祉協議会の特徴だと思っております。

社協につきましては、当然その地域福祉の要ではあります。ただ、現段階で、町内の施設を束ねるような動きを担っていただく、そうしたことは少し難しいんではないかと私は考えております。

そうした中ではございますが、今、繰り返しになりますが、介護福祉分野においてはですね、いろんな形態、民間の事業者もありますし、NPOもあります。そして社協とか友愛会、社会福祉法人もありまして、様々な形態の法人の参画の中で事業運営、高齢者福祉施設事業が運営されております。これもまた本町の強みではないかと思っております。同じ形態だけではなく、いろんな形で運営もされております。

それで、今、そうした各組織「オールいいなん」ということで、こうした諸課題ございます。解決しようと、今、事業所のトップで構成されました「飯南町福祉施設協議会」これをですね、平成29年４月に立ち上げております。これには町もですね、保健福祉課を中心に、その協議会の方にも参画しておりますが、その福祉施設協議会におきましては、人事交流であったり、実際その派遣とかはないんですが、交流。それから物品の共同購入であったり、人材確保、特に外国人雇用につきまして、人材確保が難しい中でそうしたとこへ頼るわけですが、この研究などその事業を、外国人雇用についての研究も行ってきましたが、これは今回のですねコロナウイルスの関係で事業が中止となっております。このことについては、諦めておりませんので引き続き一緒にですね、取り組んでいくお考えでおられるようです。

それで、今の高齢者福祉を取り巻く環境はですね、当然今言いました社協もそうなんですが、歴史とともに変化してきております。今日の高齢者の福祉を支えてきていただいておりますが、今後の飯南町全体の高齢者福祉を考えたときには、今の同じような方法では、これも議員の方からもご指摘いただいたとおりであります。立ち行かなくなることは明らかであります。

それで、今年の10月、先々月に副町長と保健福祉課長におきまして、各事業所のトップの方と今後の経営状況を含む将来展望について伺う時間を取りました。これは一つ一

つ事業所を歩かせていただきましてヒアリングをさせていただきました。その中で色々なお考えも当然お持ちでございまして、やはりその利用される住民の皆さまが困らないように、その施設として支えていきたいという想いが非常に強くありました。町といたしましてもこの想いをしっかりと形にしていくべきと、改めて思ったところでございます。

それで、議員からご提案いただきました、今の「まちづくり推進課」を中心としたそうしたプロジェクトチームというご提案もございました。

今の今後の社会福祉協議会の在り方であったり、それから介護福祉施設を統括する団体の設立等、なかなかすぐに、議員からも２、３年という言葉も言われましたが、結論が出るとは思いませんが、今後の住民の福祉向上のためにどのような方法が一番いいのか、そして、どのような方向で方向性を持って歩んでいくのか、今後ですね様々な機関とですね協働しながら進めてまいりたいと思っております。

それで、その組織づくりにつきましては、「まちづくり推進課」今ありますが、もちろんそういった部署も関わっていきますが、私といたしましては、今後、今回のヒアリングも行いました副町長がですねトップとなって、もちろん保健福祉課関係課によりますプロジェクトチーム、こうしたものを立ち上げまして、諸課題をですね、解決に取り組める体制づくり、こういったものを進めてまいりたいと思っております。

飯南町、今、全国の田舎暮らしの本で、住みたいランキングでは子ども世代であったり若者世代１位ということになっております。高齢者も１位ではないですが上位にランクされておりますが、高齢者の方もですね、この飯南町にですね住みたい、そしてここの住民の方も他の町から住まわせたいと思われるようなですね、まちにしていきたいと思っております。

それから、介護従事者の給料のことについても、ご指摘いただきました。この件については、やはり町内の介護施設におきましても、処遇の面だけではないんですが、若い方の離職もあると伺っております。

そうした処遇面での改善もですね、施設と一緒になって今後考えていかなければならない課題だと思っております。以上です。

○４番（内藤　眞一）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　４番、内藤議員。

○４番（内藤　眞一）　４番。

お答えをいただきました。別に再質問ではありません。おっしゃいましたように町長の方で、副町長をトップとしてそこらへんを検討したいということですので、ボランティア精神で施設のみなさんがんばっておいでになります。ひとつそのように進めていただければというふうに思います。終わります。

○議長（早樋　徹雄）　４番、内藤眞一議員の質問は終わりました。

………………………………………………………………………………………………

○議長（早樋　徹雄）　ここで換気のため10分休憩をいたします。

午前９時40分休憩

午前９時49分再開

○議長（早樋　徹雄）　本会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

２番、伊藤好晴議員

○２番（伊藤　好晴）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　２番、伊藤好晴議員。

○２番（伊藤　好晴）　はい。２番。

おはようございます。本日は町長に３点について質問通告をしております。順次行いますので、明快な答弁をお願いしたいと思います。

最初に特別障害者手当について、お尋ねをいたします。

先日の新聞報道を目にした時にですね、制度から取り残されておる人が結構多いんじゃないかというふうに思いました。それでいろいろ調べたわけであります。

特別障害者手当は、身体障害者手帳の有無などで給付認定の判断をされる、そういうふうに勘違いをされている人もございます。しかし、ご承知のように身体障害者手帳の等級の認定とは違った基準で認定基準が定められております。介護保険の要介護の認定を受けている場合でも、この手当に該当することもあり、介護認定のない人でも受給できる場合がございます。ただし、この認定の請求は自らしないと対象にしてもらえない、いわゆる申請主義の制度でありますので、きちんとした知識をもつことが重要であります。そのためには申請先である自治体等からの啓発が重要な意味を持つと私は考えております。

まず、特別障害者手当の支給対象になる可能性があると思われる人の状況についてであります。本町の特別障害者手当の受給者８名と報告されております。そのうちで障害者手帳を持っておられない方、何人いらっしゃいますか。まず、この数をお聞きいたします。

○議長（早樋　徹雄）　２番、伊藤好晴議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原　隆昭）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　塚原町長。

○町長（塚原　隆昭）　番外。

２番議員からは、特別障害者手当、こちらについては、申請主義ということでわかりやすい啓発をということでご質問をいただきました。最初に本町で特別障害者手当を受給されている方、８名でございますが、その中で、（障害者手帳を）持っておられない

方は、お一人でございます。

〇２番（伊藤　好晴）　議長。

〇議長（早樋　徹雄）　２番、伊藤好晴議員の質問を許します。

〇２番（伊藤　好晴）　はい、２番。

えっと、８人の受給者のうちのお一人が障害者手帳をお持ちでないということでございました。予想どおりでございまして、非常に少ないということで、手当の対象になる方が数多く残ってるんじゃないかというふうに容易に予想が出来るわけであります。それで、保健福祉課に先日からご協力をお願いいたしまして、調査をしてみました。本町の令和３年７月の段階で要介護４の方は 76 人と報告されました。そのうちで、この制度の対象にならない施設の入居者は 41 名であります。35 人の方が対象となる可能性があります。要介護５の人は 48 人で、施設入所者は 27 人です。これも 21 人の方が対象になる可能性があるということを示しております。そのほかにも在宅で介護認定を受けていない方がいらっしゃいます。それと手当の対象年齢が 20 歳以上ということから、介護認定を受けることのない人もあると思いますので、人数はさらに増えると考えております。この件につきまして、いろいろ調べてみましたけれども、全国を見ても、制度の利用者が非常に少ないのが現状であります。その一つの原因として、対象となると思われる人が制度の存在そのものを知らない、ということもあると思います。

私は、この制度の普及を目指すことが目的で、制度から取り残される人がないよう配慮していただきたい、これが今回の質問の趣旨であります。まずこのことは、ご承知おきいただきたいと思います。

まず、特別障害者手当、これはどういうものか。これは、支給する制度は、国が持っております。在宅で、常時特別な介護が必要な 20 歳以上の方で、身体または精神に重度の障害を持つ方に手当を支給する、このようにされております。

手当の金額は、平成２年に改定されて。令和２年ですか。月額 27,350 円で５月・８月・11 月・２月、この年４回に３カ月分がまとまって支給されております。

次にもうちょっと重要なことがあります。

この制度は、年金の制度とは異なりますから、老齢年金、障害基礎年金、この受給との併用が可能であります。無年金の方でも受給できます。ここに勘違いの元となるもう一つの可能性があります。

また、特別障害者手当を受給するには、在宅が条件になっておりますが、有料老人ホーム、グループホーム、その他にもサービス付き高齢者向け住宅、こういうところにいらっしゃる方は、対象になります。ショートステイも在宅扱いとなるため対象になります。これも注意が必要なところであります。逆に特別養護老人ホームなど介護保険制度の施設や障害者支援施設に入所している人は対象外であります。また、病院に継続して３ヶ月を超えて入院すれば受給していても資格喪失になります。

厚生労働省の指針を読めば「精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活にお

いて常時特別の介護を必要とする特別障害者に対して、重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害者の福祉の向上を図ることを目的にする」こういうふうに書かれております。

受給の資格については、重なりますけども「精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者に支給」、これは先ほど申しましたとおりであります。

所得制限があります。受給資格者の前年の所得が一定の額を超えるときに、あるいはその配偶者又は受給資格者の生計を維持する扶養義務者の前年の所得が、一定の額以上であるときには手当は支給されません。

それで特別障害者手当の対象者を調べてみましたけれども、私が見てですね、的を射た説明、こういうのに当たらなかったんです。

「20歳以上で、日常生活において在宅で常時特別の介護を要する、最重度の身体または精神の障害者で、政令で定める人」と規定されておりますが、非常にわかりづらいと思います。

そういうことで、インターネットで調べておりましたけども、京都府の「特別障害者手当のしおり」が目にとまりました。お手元に資料１として事前にお渡ししてございます。対象になる方として二つの表が掲げられております。本町にもしおりがあります。これであります。島根県が作成したものであります。これは資料として出しておりません。しかし、この中に資料１のうちの別表イの記載はありません。それをとやかく言うことはないんです。たまたま、この詳しく京都府が説明しておりましたので、これを取り上げただけでありまして、中身はですね、そんなに飯南町で配られておるものと大差はありません。で、あちこちの都道府県のものを見ましてもですね、まあ似たような内容で、とてもお年寄りや障がい者の方が容易に理解できる内容ではない、と思います。受給要件として示されております別表アおよび別表イ、この記載で一般の人が理解できるかどうか、ということであります。

この別表、２つあるのは京都のほうだけです。事前にこの京都府のしおりをお渡ししてございますので、お年寄りの方がこれを読まれてですね、自分がこの制度の対象になる障害がある、と気が付いてもらわないといけないわけですけども、そういうことになれるかどうか、そこらへんをどう思われたか、感想をお尋ねしたいと思います。

○議長（早樋　徹雄）　２番、伊藤議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原　隆昭）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　塚原町長。

○町長（塚原　隆昭）　番外。

続きまして、今回の通告書に添付いただきました「特別障害者手当」これ京都府のパンフレットでございますが、読んでみての感想ということでございます。私もこれ、読ましていただきました。議員お持ちでした島根県ですね、このパンフレット、それから

飯南町に今ホームページに掲載している要綱とかですね、全て確認いたしております。で、この感想ということですが、この京都府のしおりにつきましては、対象となる方の基準が詳細に明記してございます。先ほどございました別表アということでございます。続けて、所得制限、手当額、申請窓口、手続の方法といった内容がＡ４、これ４枚にわたって、これ情報量も多いと思いました。この別表につきましては、専門用語で書かれておりますので、一般の方がご覧になった場合は、なかなか容易にこの内容で理解していただく、そうしたことは困難であろうな、と感じたところでございます。

本町の場合はですね、先ほど県はですねリーフレットをお示しいただきましたが、ホームページのほうへＡ４、２枚程度で必要な事項をですね、まとめて掲載しております。

○２番（伊藤　好晴）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　２番、伊藤議員の質問を許します。

○２番（伊藤　好晴）　はい、２番。

しおりの内容について、容易に困難するのは。いや、容易に理解するのは困難ではないかという感想をいただきました。私も実際に誰かに聞かないと、どういうことなの、ということで、聞かないと意味がわからない、そういうしおりが、もう何かあたかも当たり前のようにですね、配布されとる。これで判断してよ、と。ということでございます。ですから、それを何とか改善したいというのが私の今回の質問の趣旨であります。で、制度の対象になる方っていうのは、別にお配りしております、資料２。この内容が当てはまると思います。これは、平成 29 年 12 月 21 日に発せられました厚生労働省の『「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」の一部改正について』と題する通達の中身をまとめたものでありまして、日本共産党の発行する新聞「赤旗」の本年 11 月 14 日付けに掲載されたものを抜粋、コピーしたものであります。

肢体不自由の基準として、１、両上肢の機能に著しい障害があること、または両上肢、いわゆる腕です、手ですね。のすべての指がないこと。もしくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害のある人。２番目に両下肢、いわゆる足のほうですけども、この機能に著しい障害があること。または両下肢を足関節以上で無くしている人。３つ目として、体幹の機能に座っていることができない程度、あるいは立ち上がることのできない程度の障害のある人。

この３項目の内、いずれか一つ該当することが必須条件とされております。

同じこの資料２の表２であります。この中には、日常生活動作評価表が付けてあります。タオルを絞ることができるか、座っていることができるか、立ち上がる、片足で立つなどの項目をできるかできないかで評価をして、10 点以上になれば受給可能とするものであります。私は、いまの受給要件の内容をですね、こういうわかりやすい言葉で説明をしていただきたい。結局、受給するためには、まず役所の窓口、あるいは医療機関へ足を運んでいただかなくてはなりません。その判断材料として役に立つ、こういうふうに思いますが、どう思われますか。

さらに、町のホームページにある特別障害者手当受給項目のところに「身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の取得の有無、指定難病等の認定及び介護認定の有無は要件ではありません」、この一文を追加していただきたいのであります。

私は、自分あるいは自分の家族、これが特別障害者手当の対象者かもしれない、そういうふうに思っていただくことが非常に重要なことだと思っております。重ね重ねになりますけれども、わかりやすい言葉で周知を図っていただきたいのであります。答弁をお願いします。

○議長（早樋　徹雄）　２番、伊藤議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原　隆昭）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　塚原町長。

○町長（塚原　隆昭）　番外。

　続いて、この特別障害者制度について、対象となる方へよくわかりやすい周知が必要ということで、ご指摘をいただきました。

議員のほうからですね、資料２のほうですね、こちらも添付ということで、これ皆さんのお手元にあると思いますが、表１と表２ということで、その基準について少し抜粋した形のものを挙げられております。それから日常活動の。日常生活の動作表ですね、こちらも挙げておられます。それで、このことにつきましては、本来基準となっております一部を抜粋した形でありまして、やはり、これをもってですね判断することは難しいと思っております。で、要件にはですね、いろんな要件がありまして、視力のことであったり、それから障がいとかですね、それも基準がありますし、どれかまあ。基本的には２つ以上なんですが、障がいによっては１つと２つみたいな形で組み合わせもあり、ということであります。で、なかなか、じゃあこれだけでは判断が私は難しいと思っております。それで、今回特別障害者制度につきましては、議員からもございました、あくまでもその手帳を所持していることが要件ではありません。このことは間違いのないことですので、そのことはきちんとお伝えしなければなりません。で、その障害者手帳も３種類あるわけですが、身体障害者手帳、そして療育手帳、精神保健福祉手帳、この３種類ございまして、こちらのほう、いずれも受給資格の条件ではございません。

で、国が示しますこの障害程度の認定基準、これに従って各医師の診断書という形で判断することとなっております。この障害判定に係る認定業務、これを市町村で実施しておりますが、本町では提出された診断書をですね、町から委託した県の嘱託医、こちらのほうで判定を行っていただいております。

これまでも、特別障害者手当に該当するか相談があった際には、当然医師の診断書料がかかりますので、そうしたことも踏まえまして、重度の障害により、やはりこうした対象となることが濃厚と思われる方には、ケアマネジャーから相談があった際、申請の案内をですね福祉事務所で行ってきております。昨年度の例におきましても新規認定がございましたが、保健福祉課内の地域包括支援センター、そして保健師、福祉事務所の連

携によりまして、昨年ですが認定に結び付いております。そうした手当の必要な方へですね、しっかりと対応をしていく、と心がけてきております。

で、今広報につきましては、私も今回いろいろ調べました。ホームページも見ましたし、他の自治体の例であったり。まあ熊本県とかですね、ちょっと今資料２のようなこともですね、あわせて載っておりました。ただ、ページ数はその代わり増えます。それで今回、他の自治体も参考にしながらですね、出来るだけわかりやすい、その周知啓発に取り組んでいく必要があると改めて思ったところです。それと、一番大事なのは関係部署、保健福祉課、それから福祉事務所、病院、施設等関係職員がやはり連携いたしまして、今回特別障害者手当、こうした支給対象の方へのですね、漏れがないように、そこをですね大事だと思っておりまして、そのへんはしっかりと連携をとって、先ほど議員からは人数、要介護４以上の方で、まだ認証されていない方の人数であったり、５以上の人数も説明いただきました。こうした方に対してですね、本当に対象になるかどうか、そういったところきちんと関係者で徹底して対応してまいりたいと思います。

〇２番（伊藤　好晴）　議長。

〇議長（早樋　徹雄）　２番、伊藤議員の質問を許します。

〇２番（伊藤　好晴）　はい、２番。

わかりやすい仕組みを作っていただけるということで、まあ、理解をいたしましたけども、先ほど申しましたように施設に入っておる方は受給できないんですよね。それ、ただし、グループホームなどは対象になるんです。これ自宅というふうに見なされておりますので。でもそこらへん置いてあるんじゃないかなと思ってね、そういう感じがして。証拠はないんですよ、証拠はありませんけども、そういう気がしておりまして。施設も対象になる施設は、きちんと挙げてですね、そこに入居されておる方、そういう方をきちんと見ていただきたい。それで、私が今回質問したのはですね、相談があるかないか問題ですけども、まず特別障害者手当のそのものが、あるかないかわからない人があると思うんですよ。まず、これをきちんとやっていただきたい。みんなが、こういう手当が場合によってはもらえるんだ、ということを一つの認識にしていただきたい。その上で、この人がどうなるかということが出てくるわけですので、その順番をちゃんと踏んでいただきたいと思います。ちょっとそこらへんの答弁を一回求めます。

〇議長（早樋　徹雄）　２番、伊藤議員の質問に対する答弁を求めます。

〇町長（塚原　隆昭）　議長。

〇議長（早樋　徹雄）　塚原町長。

〇町長（塚原　隆昭）　番外。

今、再質問をいただきましたが、この特別障害者手当。そもそもの存在をもう少し広報すべき、ということであったかと思います。今は、制度の説明はですね当然工夫をしてですね今後してまいりますが、そのそもそものとこをですね、どういうふうな形で対象者。まあ対象者と言いますか、該当されるような方にですね伝えていくか、はですね

今後検討してまいりたいと思います。そこのところは確かに大事だと思わせていただきました。

〇２番（伊藤　好晴）　議長。

〇議長（早樋　徹雄）　２番、伊藤好晴議員の質問を許します。

〇２番（伊藤　好晴）　はい、２番。

はい、きちんとやってもらえるということで理解しましたけれども、障害を持たれた方に寄り添ったですね、そういう制度を確立していただきたいと思います。

次の質問に移ります。福祉灯油についてお尋ねいたします。

原油の国際価格の高騰に歯止めがかかりません。町民生活や地元中小事業者の生業に深刻な影響を与えていると思います。これから厳しい冬を迎えますが、本町の灯油価格、12 月６日に聞きました。ガソリンスタンド１軒でお聞きしましたので、違う店もあるかもしれませんが、店頭価格は配達料込みで 18 リットル 2,106 円でありました。昨年は 1,494 円だったそうであります。もう今すでに 612 円高くなっています。非常に高くなっています。ガソリンも 1 リットル当たり 171 円を超える高値が続いておりまして、これも家計を圧迫する原因となっています。あわせて農家や運送業者、あるいはクリーニング業、こういう燃油を大量に使う業者そういう人をはじめ、昨年来のコロナ禍にあえぐ地元業者の方々の営業も圧迫されております。本格的な寒さを迎える中で、学校や児童館。児童館はないですね。学校や公民館、公共施設への暖房代が予算編成時の水準で十分賄うことが出来か、そういうことも強く危惧するところであります。

働く人の賃金が上がらない中で、原油価格の高騰による町民のくらしや営業に対する打撃はより深刻になっています。こうした経緯を踏まえて、一刻も早く町民生活と生業支援策等を講じるよう次の項目について早急に実施すべきと考えます。

一つは、生活保護世帯や低所得の世帯、ひとり親、高齢、障害者の世帯、こういうところへ福祉灯油を、福祉灯油制度を実施すること。二つ目に地元中小業者に対する燃料費助成制度を創設して、実施すること。学校や公民館など町の施設の暖房代を十分確保することとあわせて、民間の福祉施設などの暖房費の助成を行なうこと。この３つであります。

なお、総務省は 11 月 12 日、自治体支援策を発表しております。内容は、「地方公共団体が原油価格の影響を受けている生活者や事業者を支援するために行う原油価格高騰対策に対し、特別交付税措置を講じる」もので、措置率２分の１の特別交付税を創設しております。このような政策を活用して実行に移すべきと考えます。答弁を求めます。

〇議長（早樋　徹雄）　２番、伊藤好晴議員の質問に対する答弁を求めます。

〇町長（塚原　隆昭）　議長。

〇議長（早樋　徹雄）　塚原町長。

〇町長（塚原　隆昭）　番外。

次に、現在原油が高騰しておりまして、福祉施設等への制度化等への提案も含めて、

ご質問をいただきました。はじめに私としましても、これからの本当にこの飯南町、冬の寒い時期に入ります。生活に欠かせない、灯油、ガソリンの高騰は本当に身に染みて感じております。先ほど18リットル2,200円ということが言われてましたが、私も先般購入した際に2,000円を超えてて、高くなったな、と本当に感じたところでございます。今年の冬も気象庁の長期予想によりますと、例年より寒く、また降雪量も多い確率との情報もございます。こうしたことで需要も益々高まってくると思われます。

そうした中、この原油価格高騰対策につきましては、国としてもですね、今回の補正予算によりまして、農業事業者、そして漁業事業者への補填金の積み増であったり、原油卸売り価格抑制のための時限措置がなされるなど、予定されております。、本町といたしましても、先ほど４番議員のご質問があったように、町内には多くの存在いたします高齢者福祉施設等ございます。そして、温浴施設を有する宿泊所など、特に多量に消費する施設に対しまして、現在現状をですね調査しているところでございまして、回答があったところにつきまして、それぞれの施設で、もちろん高騰はしているんですが、現状はそこまでひっ迫した状態ではないとの回答もありましたが、一方では、これがですね、やっぱり長引くようであれば、当然以前行いました灯油助成。これも過去に行っておりますが、福祉灯油助成という形でそうした緊急措置的な支援、発動がですね、も考えなければならないと今は思っているところでございます。

そして町の施設につきましては、当然指定管理施設等でございますし、公共施設におきましては必要な予算措置も今後していく、していかなければならないと思いますし、それから議員からご質問がありました中小、地元の中小事業者であったり、それから福祉施設への助成、こちらについてもですね、あわせて同様の考え方でですね対応していく必要があるかと思っております。

それで、財源のことで議員からございました特別交付税措置によります財源確保の情報は、これは本町にも、もちろん来ておりまして。来ておりますが、やはりその詳細はですね示されておりませんで、国の制度設計や動向、島根県としての対策など情報収集し、今後対応してまいりたいと考えております。以上です。

○２番（伊藤　好晴）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　２番、伊藤議員の質問を許します。

○２番（伊藤　好晴）　はい、２番。

はい、答弁いただきました。やる気はあるけども、国のほうが、という話でありますが、多分そうなるんじゃないかな、と思ってましたけども。あのですね、これ、あくまでも国からの話、こういうのがあるぞ、というのは、私どもは日本共産党の中央委員会から様々な資料をいただきます。その中にあったものでございます。それで昨日ですね、またこの資料、送ってきたんです。それで、もうあちこちで議会始まってますので、質問をしている議員もおるわけです。で、その中ででですね、ちょっと少し読みます。前号で紹介した特別交付税措置について、党地方議員から「要望したら、行政側から『そう

いった措置は聞いていない。』と回答されてしまった。」という答弁が寄せられたと。ということでですね、これはうちじゃないですよ。ほかのところですから。で、それで総務省担当者へ問い合わせたところが、今回の措置について特に通知等で自治体に周知はしていない、ということがわかったそうです。で、今回の措置は、政府の経済対策に明記されて、官房長官も会見で述べ、制度概要も作成されている、と。これ、持ってきてます。あとからお渡ししますので。ということですので、とにかく国としてはですね、どこで線引きするか決まっていない。とりあえず申請をしてくれ、ということを言っておるんです。ですから、この国の方針に従ってですね粛々とやってよ、ということで、求めればいい。それだと思うんですよ。おそらく県も知らないと思いますから、県へちょっと教えてあげて欲しいんです。あとで資料をお渡しますんで。で、そういうことを踏まえてですね、対策を早急にとっていただきたい。そういうことで、いかがでしょう。答弁をお願いします。

○議長（早樋　徹雄）　２番、伊藤好晴議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原　隆昭）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　塚原町長。

○町長（塚原　隆昭）　番外。

続いて、財源措置のことについてのご質問いただきました。このことにつきましては、これ、国から県を通して来ております調査でございます。特別交付税措置をするので、そうした原油高騰対策、まあ灯油助成とかいろんな、先ほども議員からございました自動車であったり、福祉施設への助成等について対象のものがあれば出してほしい、ということは来ております。本町でも先ほども申しましたが、各課がですねそれぞれ所管しております施設等にですね、照会をかけております。そこで出てきたものについては、回答しようと思っております。ただ、これが本当にそういったどうした形で、さっき２分の１とかいうお話もございましたが、明らかにされておりません。で、我々もその事業者にですね、お尋ねする時に、あまり期待感を持っていただいても、必ず今やる、とまだ言ってはおりませんので、そこを勘違いをされないような形ですね、今調査も行っているところでございます。

○２番（伊藤　好晴）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　２番、伊藤議員の質問を許します。

○２番（伊藤　好晴）　はい、２番。

なかなか前に進みませんで。あの、これずっとやっとるとですね、いたちごっこになっちゃって、ぐるぐるぐるぐる同じとこを回ると思うんですよ。ですからこれより言いませんけども、あの、これ後から資料を差し上げますので、県へ向かってきちんと国に言ってよ、と。こういうのをうちの議員が示したけども、どうなのかちょっと国を調べてくれ、ということで、県のお尻をですね叩いて欲しいと思います。それで、これ以上やりませんので、次の質問に移ります。

町長は「生理の貧困」こういう言葉を見聞きされたことが。見たことはないか、聞かれたことはあるでしょうかね。
「生理の貧困」というのは、金銭的な理由などで生理用品にアクセスできない状態、これを指しております。ある女性から２週間ほど前ですけども、メールをいただいたんです。それがこの質問に至る一番大きな要因であります。その女性はメールの中で「生理用品を節約する為にナプキンの上にトイレットペーパーを詰め、ナプキンは１日１回しか替えない生活を送っていた経験があります。その生活はとても辛く、ガサガサした紙のせいで肌がかぶれて痛み、生理中はなかなか勉強に集中出来ませんでした」このように述べておられました。
今年になって「生理の貧困」、こういう言葉が話題になりました。「#（ハッシュタグ）みんなの生理」、こういう団体が調査をしております。調査の結果では、若者の５人に１人が金銭的理由で生理用品を買うのに苦労をした経験がある、こういうことであります。
その他にも、27.1%もの人が「過去１年以内に金銭的な理由で生理用品ではないものを使った」と回答したそうであります。
東京都では、今年の９月に都立高校に生理用品を設置することが決まったそうですが、これでは都立高校に通っていない人には支援が届かないわけであります。
その他でも調べると役所の窓口などで配布している、そういう自治体もありました。しかし、窓口での受け取りというと、問題はプライバシーがありますので、十分に守られない。あわせて人前で生理用品を受け取ることに抵抗を感じる方もあると思います。
このことから、必要な人に完全に支援が行き届いている現状ではないと思います。
公民館や図書館など公共施設の個室トイレに生理用品を置くことによって、誰でも生理用品にアクセスすることが可能になります。また、町内の公共施設に生理用品を置くということで、飯南町は「生理のある人をサポート」している、そういう意思表示にもつながると思います。
　ちょっと国の外の話で恐縮なんですが、スコットランドでは昨年、公共施設において生理用品を無償提供する法律が可決されております。国内では、群馬県が今年５月に全ての県有施設で生理用品を提供する方針を決めています。この様に公共施設に生理用品を設置することがあちこちで実現してきています。
　新型コロナウイルスの影響が長引く現在、「生理の貧困」問題が顕在化し始めたことによって、少なくない自治体が取り組みを行っておりますが、多くが防災備蓄庫にある備品放出、こういった一時的なものにとどまっております。これではコロナ禍で問題が深刻化している中、必要としている人に十分に行き渡らせることができないと思います。
このことから、新型コロナウイルスの流行が長引く今だからこそ、公共施設に生理用品を置くことが重要と思っています。
　町内の小・中・高の各学校と公共施設の女子トイレ・多目的トイレに生理用品を置くことを提起して、一般質問を終わります。

○議長（早樋　徹雄）　２番、伊藤好晴議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原　隆昭）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　塚原町長。

○町長（塚原　隆昭）　番外。

次に、学校や公共施設の女子トイレに生理用品を常備するようにというご質問でございます。本町の現状を少し説明させていただきます。

町内小中学校の現状でございます。これは、保健室に常備してございます。必要に応じて提供しております。

その利用頻度でございますが、月に、１ヶ月、２ヶ月単位で見ますと１人程度だそうでございます。利用する児童生徒、特定の者ではございませんで、単に持ってくるのを忘れたなどで、経済的理由が原因でですね、使用するということはないようでございます。

学校での、保健室での手渡しになるんですが、養護教諭から、に申し出て手渡しするわけですが、やはりその際のですね、児童生徒の体調に目配りやそういうこともできまして、生理用品のその際に正しい使い方であったり、指導も含め、保健室に置いてあることはですね、意味のあることだと考えておりまして、現時点ではまだ学校のほうのトイレへ直接置くということは考えておりません。

それで、公共施設のほうでございますが、町内のその宿泊を伴う施設等につきまして一部のこれ施設でございますが、女子トイレに貼り紙がしてありまして、必要な時はですねお申し出ください、という形で表示がしてある施設もございます。時々こちらのほうもご利用があると伺っております。それで、公共施設、一般的にそのトイレにですね、配置すること、衛生面を考えましても問題はあるかと思いますが、生理用品につきまして個人的に使用されるもの、様々であると思っております。同じ均一のものをそこに置いておくことがですね、少し問題になるということも認識しております。

今回、そもそもの今回質問がですが、「生理の貧困」ということで、経済的に、金銭的に問題のあるご家庭とかですね、そうした方を何とか救済するということでございます。で、私もですね今回こうした生理の貧困についてご質問いただいて、いろいろ調べましたし、それからいろんな情報も調査いたしました。

もちろん、金銭的理由もあるんですが、例えばひとり親世帯で、それが父親だった場合ですね、その理解がないということで買い与えないとかですね、様々な理由があるということでございます。で、調達方法につきましても全国の自治体の例を調べましたが、先ほど言われました備蓄品の放出であったり、それから寄付、それから予算措置ですね。そもそもが予算措置をして、それを配備すると思われます。自治体によって、これは都道府県単位ですが、かなり差がありまして、その自治体の割合が、少しでも整備しておる、例えば島根県で見ますと２自治体。浜田市はですね、これ社協さんでございますし、邑南町は中学校のほうということで、詳しい中身はわかりませんが、そうした少しでも取り組んでいる自治体が２自治体で、これは率にすると 10 パーセントです。他の県では

50パーセントとかそういうとこもありまして、島根県内のまだ自治体ではそうした取り組みが低いな、と改めて思ったところでございます。

生理の貧困に関する問題は、生理用品が買えないことではありますが、生理に対する社会的理解の乏しさが影響することも大きく、やはり性別を越えたお互いの理解をですね深めていくことも重要であると考えております。それで私もスコットランドの事例も紹介いただきましたが、いずれですね、このトイレにはですね当たり前のようにトイレットペーパーが置いてあるわけですが、そうした生理用品もですね置いてあるような社会がですね将来的にはあるかな、と思いましたが、その日がいつ来るのか想像できませんが、少しづつそうした取り組みが進んでくるのは間違いないかな、と感じたところでございます。

○２番（伊藤　好晴）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　２番、伊藤議員の質問を許します。

○２番（伊藤　好晴）　はい、２番。

答弁いただきましたけども、なかなか私が納得するような答弁になってなくてですね。実際には学校の保健室に行けば、あるということですが、私、男性ですので、なかなか女性の立場に立ってどうなのか、と言われてもわからないんですが、なかなかそれも貰いに行きづらいとかですね、いうことがあるんじゃないでしょうかね。やっぱりそこらへんは、是非若い女性の皆さんのご意見をですね、いろいろ調査してみていただきたい。それで、その中でやっぱり必要だということになれば、是非ともですね実現をしていただきたい。あわせてですね、今浜田市と邑南町と言われましたか、２自治体で一応実施の中身があるんだと。多分都道府県でも５割ぐらいの自治体。あっ、低いとこもあるけども５割ぐらいのとこもあるということですが、まあ町長最後に言われたのは、将来的に、トイレに生理用品が置いてあるのは当たり前に思う社会になるかもしらん、と言われましたんでね、是非ともさきがけをですね飯南町が担っていただきたいな、という気持ちになったんです。ですから、そのどう言いますかね、今ジェンダー平等ということを言われましてですね、お互いが性別が違っても理解し合うということが非常に重要な話になってますけども、だけどなかなかそこのところ理解できないんですね、男性は。ですから、まず女性の意見を聞きながら一番いい方法はどこなのかということを探していただきたい。私は、町長言われたけども、経済的な理由で買えない人はいないんだ、という判断を町がしとるところがですね、もうちょっとこう外れとるんかな、という今気がしています。やっぱりきちんと調査をして、その上に立って「そういう人いません。」と言うなら、まだわかりますけども、おそらく女子トイレあるいは多目的トイレに設置がしてあれば、使う人っておると思うんですよ。で、それがどういう原因で使われたかわからないと思うんです。だからそういうことをね、やっぱりきちんとわきまえた対応をしていく必要があると思っていますので、その調査も含めてですね是非対応していただきたいと思います。これを答弁を求めて質問を終わりたいと思います。

〇議長（早樋　徹雄）　２番、伊藤好晴議員の質問に対する答弁を求めます。

〇町長（塚原　隆昭）　議長。

〇議長（早樋　徹雄）　塚原町長。

〇町長（塚原　隆昭）　番外。

再質問をいただきました。この調査につきましては、どういう形でできるかは、わかりませんが、担当課におきまして、ちょっと検討はさせていただきたいと思います。

〇２番（伊藤　好晴）　終わります。ありがとうございました。

〇議長（早樋　徹雄）　２番、伊藤好晴君の質問は終わりました。

……………………………………………………………………………………

〇議長（早樋　徹雄）　ここで休憩をいたします。

本会議の再開は、議場の時計で11時00分といたします。

午前10時45分休憩

……………………………………………………………………………………

午前10時59分再開

〇議長（早樋　徹雄）　本会議を再開いたします。

一般質問を続けます。９番、平石玲児議員。

〇９番（平石　玲児）　議長。

〇議長（早樋　徹雄）　９番、平石玲児議員。

〇９番（平石　玲児）　９番。

それでは、一般質問通告書に従い質問を始めさせていただきます。なお、通告書の内容が大変断片的で、おわかりにくい点があったかと思います。お断り申し上げます。今般８月からこの飯南町町議会におきまして、新人として初めてこの席に立つことになりました。なにとぞよろしくお願い申し上げます。

議会広報にも載せていただいておりましたが、若干、自己紹介をさせていただきます。私は、昭和36年生まれで還暦となり、今月誕生日を迎え60歳になります。高校進学と同時に旧赤来町を離れまして、約40年間、ほかの色々な町で暮らしてまいりました。この間、自衛隊で勤務し国防はもとより阪神淡路大震災、東日本大震災など数多くの災害派遣や海外での国際平和維持活動、ＰＫＯなどに派遣され、多くの貴重な体験をさせていただきました。定年退職を期にＵターンをして、このふるさと飯南町に帰ってまいり、６年になりました。

やはり子供のころ暮らした15年間のかけがえのない思い出が心の中にありました。だんだんと人口減少で過疎化していくふるさとを見て何とかしなければならない、という気持ちが湧いてまいりました。微力ではありますが、皆様のお役に立てればと思い、現

在に至っております。

それでは、質問にはいります。

まず、危機管理についてお伺いをいたします。

７月に防災危機管理室が創設され新たな危機管理体制になりましたが、飯南町防災計画の策定状況はいかかでしょうか。以前の防災計画は平成 28 年に策定されております。この防災計画は 449 ページにもなります。これは防災に関係する皆様が、この防災計画すべてを網羅して熟知し、実践行動に移すのは大変なことだと思います。このため、実践行動に移すためにさまざまな状況・事態に合せたマニュアルが必要になってくるのではないでしょうか。災害対策本部の運営マニュアルや避難所等の運営マニュアルなど必要になると思いますが、いかがでしょうか。そして重要なことは、災害が起きそうになった時、起こった時に的確な指示などを出すために関係団体などを含めた災害対策本部の指揮所訓練や図上訓練が必要になるかと思いますが、いかかでしょうか。

この度、７月から８月にかけて、西日本から東日本においては、広い範囲で大雨が降り、各地では甚大な被害が出ました。被害に遭われました皆様にはお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を願うものです。そして、飯南町にも当初、レベル４の「避難指示」、その後、最高レベルの５、ファイブですね、「緊急安全確保」が発令されました。レベル４は高齢者に限らず危険な場所にいる人は全員避難する段階です。レベル５の緊急完全確保は、すでに災害が発生しているか、発生している可能性が高い場合です。このたび避難指示から緊急安全確保の発令により避難所に約 230 名の方が避難されました。避難された方は町民の約５％となります。その他の方は確実に安全が確保された場合だと思いますが、中には『「緊急安全確保」ではどのような行動を取ればよいのか分からなかった。』あるいは、『レベル５の「緊急安全確保」の情報を知らなった。』、『被害に遭うとは思わなかった。』とか、『避難をする方がかえって危険だから。』という場合があったかと思われます。このことから、行政無線において避難指示や緊急安全確保などの指示が出されても、多くの人は避難の判断基準になってはない、ということになります。先般、議会全員協議会の中でのお話では、防災訓練についてはコロナ渦の状況で町統一としては、出来ないことから、各自治区で行ってもらうとのことでした。先日の町長の行政報告の中にもありましたが、早速、小田真木自治振興では自治会ごとに多くの皆さまに参加をしていただき、防災訓練が行われました。町より事前に配布されたハザードマップ、危険箇所を示した地図ですが、これを使って危険箇所の図上研究を行ったあと、このマップをもとに実際に歩いてみて危険箇所を確認するとともに、道路、橋など避難経路も確認をいたしました。高齢者世帯の避難の支援要領を取り決めるなどして成果を感じることができました。そして来島地区においては、来島基幹集落センターで避難所の運営要領について訓練が行われました。最後には非常食の試食もあり、大変に成果があったものと思われます。こうした訓練をみんなが参加し重ねることによって、実際に災害が起こりそうになった時、起こったとき、すみやかに躊躇なく「避難指示」や「緊

急安全確保」の行動ができるようになってくるのではないでしょうか。コロナの状況からなかなか集まれない自治区、自治会もあるとは思いますが、それぞれの地区での訓練状況はいかかがでしょうか。小単位で行えば成果もあがり有効と考えます。もし、進んでいないならば、コロナ対策を考えつつ町主導で小地域での訓練を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

11 月には悲惨な事故が起きました。来島地区において、深夜、民家の火災が発生し高齢のご夫婦がお亡くなりになられました。私も近隣でしたので大変びっくりしているところでございます。この場をお借りしまして、謹んでご冥福をお祈りいたしますと共に、ご家族のご心中を察するところでございます。

日ごろは消防署や消防団の皆さまには見回り、点検活動、防火啓発活動などについて、ご尽力をいただいております。しかしながら、残念なことに深夜に民家の火災が起こってしまいました。あの火災のあと、実際にこの防災装置を設置されておられるご自宅を訪問し、この報知機の作動状況を確認させてもらいました。火災報知器を点検作動させましたところ、すぐに警備会社から確認の電話が入りました。電話に出られない場合には、すぐに消防署、関係団体等に連絡通報が入る手順になっていると思います。大変に有効なものだと感じました。（高齢者世帯の警備会社などの）通報機器の設置状況はいかがでしょうか。たられればではありますが、このような機器が設置されていて、的確に作動していれば違う状況もあったのではとないかと考えます。

私は阪神淡路大震災で災害派遣のとき、崩れかかったアパートの住宅に捜索に入ったことがあります。この時、他の隊員に「もし、余震等がきてアパートが崩れて私が生き埋めになったらよろしく頼む。」と伝えてアパートの中に入りました。

この時代、今日のようなドローンがあったならば、こんな危険を冒すことも無かったな、と思い起こしました。町には広報など使われるドローンを保有している、と聞いております。災害時の情報収集や土砂崩れの状況、また崩れ掛かったところ、橋の状況そして火災現場等、危険で人の行けない場所への運用を考えてみてはいかかでしょうか。また、危機管理からは外れるかもしれませんが、有害鳥獣等の駆除や調査にも活用できるのではないか、と考えます。このドローンを運用する民間団体の協力も視野に入れておく必要があると考えますが、いかがでしょうか。町長のご答弁をお願いします。

○議長（早樋　徹雄）　９番、平石玲児議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原　隆昭）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　塚原町長。

○町長（塚原　隆昭）　番外。

９番議員からご質問いただきました。最初に今回の質問にあたりまして、ご紹介もいただいたところでありまして、その生い立ち等も聞かせていただきました。まさに議員としてもですが、地域のリーダーとして今後のご活躍をですね、お祈りしたいと思います。よろしくお願いいたします。

そして、質問の中で、上来島のですね、ことも触れられましたが、私からもですね、このたびの家屋火災につきまして、２名のご夫婦がですねお亡くなりになられました。ご冥福をお祈りするとともにご遺族に対しまして、本当にお悔やみを心から申し上げたいと思います。

それでは、危機管理について、ご質問をいただきましたので、答弁させていただきます。はじめに防災計画の策定状況についてお尋ねいただきました。飯南町地域防災計画につきましては、令和３年５月に公布され、そして施行されました災害対策基本法、これ改正されておりまして、現在、見直し作業を行っております。先月に素案が出来ておりまして、今、各所属長にいろんな分野がございますので、該当する箇所のですね内容を確認させておる最中でございます。今月中には原案が出来上がる、今予定となっております。その後、これを正式な計画にするためには、消防署とか警察署とか、いろんな関係機関が入った防災会議がございますが、そこで、防災会議を開いて、今の見直した地域防災計画、改訂することとなります。今そういう手順で進んでおる状況でございます。

それで、この約 450 ページぐらいあるということで、これまたご説明いただきました。実は、その、「初動マニュアル」、まず災害が起きた時にも自分がどのように行動したらいいのか、「初動マニュアル」であったり、それから「避難所運営マニュアル」、災害時に立ち上げる避難所の運営マニュアルも策定はしておりますが、これも同様に 80 ページであったり 50 ページ、膨大なものになっております。これは地域防災計画を基本といたしまして、本年度豪雨災害を受けましたが、このマニュアルにつきましては、改正に併せまして、併せて本年度中ということで見直しを行う予定にしております。今申し上げましたとおりページ数も多ございますので、なるべくわかりやすい形で、一目でわかるような工夫もですね、ちょっとしていきたいと思っておりまして、そういうものを住民の方へお配りし役立てていただく、ということにしていきたいと思っております。

それで、災害発生時におきましては災害対策本部、議員からは、指揮所ということで表現をいただきましたが、こちらの災害対策本部につきましては、情報を収集、そしてそれを分析し、適切な指示を出す最も重要な部署・司令塔でございます。これまでも町の総合防災訓練時におきましては、関係機関と連携いたしまして情報伝達訓練ということで行ってきております。これは当然消防防災訓練の時に実施いたしますが、それがない時でも、住民の避難行動がない年にもですね町といたしまして、この情報伝達訓練は行ってきております。これは少し反省でございますが、今回の豪雨におきまして、避難所開設の伝達であったり消防団へのパトロールの要請とか、そうしてことは行っておりますが、その後のですね情報収集や指示の伝達の方法とか、情報発信のところで少し課題も見えてきております。今後は、今回の豪雨災害の反省も踏まえまして、しっかりと情報伝達訓練をしてまいりたいと思っております。

それから議員のほうからはですね、今年から避難行動のですね表示と言いますか、見直しがありました。「避難勧告」という言葉が無くなって「避難指示」に統一され、それ

から緊急安全確保ということでレベル５（ファイブ）になるんですが、今回は飯南町も避難指示、これまでも避難勧告を出したことはございますが、これに変わるレベル４の避難指示。町内のいたる所で災害が発生する情報があがってきまして、通行止めも複数の箇所で発生いたしました。そうしたことで、関係で安全確保ということで、避難が既に危ないということで、これは避難が出来ない状態になったということが一つ基準であります。やはりそうした基準のですね説明が今回、コロナのワクチン接種の日程と被りまして、そちらを優先いたしましたので出来てはおりません。この基準の周知については、広報とかいろんな形ではやってきてはおりますが、まだまだ議員の言葉からも浸透してないということがよくわかりましたので、こちらについては住民の皆様に今回の避難基準の見直しについては、もう少しわかりやすくですね、徹底してですね、行動していきたいと思ったとこでございます。

　次に各自治区や自治会の訓練状況について、ご質問をいただきました。

現時点で自治区を中心に実施されたところはですね、行政報告でも述べさせていただきましたが、谷地区であったり、来島全体、そして、議員の地元の小田真木自治会でございます。そこで独自の訓練・研修会を行っておられます。それで、訓練内容については紹介もございましたが、実際に参加者によって現地を歩いてみて危険な箇所であったり、その必要な支援が要る方、誰がそれを支援するのか、そうしたこともハザードマップに書き加えられて、「支え合えマップ」として作られたと聞いております。私が、大事なことはですね、やはり今までのハザードマップもイエローゾーンが指定になった時に防災訓練を開催して、そこで話し合い、危険箇所はですね地域の方が一番知っておられますので、それを書き加えた形で飯南町独自のハザードマップを作っております。

さらに今回レッドゾーンということで書き加えておりまして、その際こうした訓練によって新しい情報も入れていただきました。そういう積み重ね、蓄積をしたですね、マップに落として、それを住民の方誰も認識して普段の避難行動に備える、ということが大事だと思っております。担当、今総務課のほうへですね防災危機管理室も設置したところでございまして、今回せっかくそうしたいいマップが出来ておりますので、それを正式なものとして整備するように指示もしておるところでございます。

　他の地区ではですね、志々地区が今 12 月８日に陽サロということでサロンをしておられますが、さつき会館の職員と避難訓練を実施されております。参加者の、実際には高齢な方が多いですので避難行動訓練はありませんでしたが、地域づくりと防災についての講演を聞かれ、そして館内の実際の放送であったり非常食の作り方、こうしたことも体験をされております。

また参考までですが、自治区・自治会ではございませんが、社協におかれましては、サロンや公民館などで高齢者や子どもなどを対象にした防災研修会を開催しておられますし、ＪＡ島根雲南女性部の赤来支部におかれましては、町の防災担当のほうへ依頼がありまして、本町の災害と防災などについての学習会も開催されております。

このようにですね、いろんな様々なところで防災についての研修会等の開催が行われておりまして、住民の皆様の防災意識が高まっていると私は感じておるところでございます。

今後ですねさらに、まだの自治区・自治会もございまして訓練を予定されている所もございます。これは全てではありませんが、引き続き防災訓練のですね町としても実施の呼びかけはですね、続けていきたいと思っております。

また、自治区などに限らず防災訓練等の実施につきまして、いろんな形で協力・支援をですね引き続き行ってまいりたいと考えております。

続きまして、このたびの火災の関係もございますが、１人・２人の高齢者世帯への警備会社への通報機器の設置状況についてご質問をいただきました。本町では平成21年度から現在の緊急通報システムということで、設置しております。設置状況は、今月の１日時点で頓原地域が83戸、赤来地域が90戸、計173戸に今設置しております。これも世帯の環境の変化によりまして増減はしておりますが、だいたい200弱でございます。この緊急通報システムの設置は、基本的には75歳以上の一人暮らしの世帯を対象にしておりますが、必ずそうではなくて障害をお持ちの方がいらっしゃる世帯など一定の基準を満たしていれば、そうした世帯にも設置しておるところでございます。

最後に災害時のドローンの有効活用について、ご提案を含めての質問でした。

今回の災害時のドローンによる情報収集につきましては、７月豪雨時ですが、国土交通省がですね、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ（テック・ホース）ということで、緊急災害対策派遣隊に来ていただきました。延べ16人、これにプラスしてカーテックということで、車両にＧＰＳを搭載した車両等も入っておりましたが、そういう国交省の先端技術、ドローンを持ち込んでいただいたんですが、土砂崩落で通行止めにあって、その先の状況がわからないようなとこをですね調査していただいたり、また飯石広域農道におきましては、かなり上部のほうから崩落がありましたので、そこへ当然登ることは出来ませんので、ドローンで被災状況を確認が出来ました。そうしたドローンでの映像や写真はですね被災状況を確認する上では、大切な手段だと改めて思ったところでございます。それで今後もですねドローンにつきましては、町にもですね農薬散布の防除でですね使用しておられる団体もありまして、そうした所とも、これはご理解をいただきながら非常時に連携をしてそういう調査がしてもらえないか、そうしたことは今後話し合っていきたいと思いますし、それから有害鳥獣への対策への提案がありました。こうしたことにも活用できるということであれば、本当に今後研究してまいりたいと思いますので、こちらについては貴重な提案をいただきましたので、是非とも取り組んでまいりたいと思っております。

○９番（平石　玲児）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　９番、平石玲児議員の質問を許します。

○９番（平石　玲児）　はい、９番。

明快な回答をいただきまして、ありがとうございます。一つですね、今の、先ほどのマニュアルであるとか、そういったところの策定状況を聞かせていただきました。災害というのは、いつ何時起こるかもわかりませんので、今年度末と申されましたけども、少ないスタッフというのは２名ですかね。という少ないスタッフなので大変なことだとは思いますが、なにとぞ早くそれが実施できるように、よろしくお願い申し上げます。

そうしますと、続いての質問にまいりたいと思います。飯南町農林業振興計画についてお伺いをいたします。

先日 NHK スペシャルで本年は昨年からのコロナ渦の影響などで、コロナショックとでも言いましょうか、大変なインフレに陥っているとの番組がありました。アメリカから輸入する穀物の値上げに伴い、食用油などの原材料の値上げ、ウッドショックと言われる輸入材の高騰、原油価格の引き上げ、工業機械製品の原材料の入手不足、家畜の飼料の値上げ、これらにより消費する一般家庭は年間約４万６千円の支出が増えると言われていました。物価が上がる中、賃金は 30 年前とは、ほとんど変わっていないとのことでした。これを正確な言葉でいうとインフレではなく、スタグフレーションと言うそうです。いろいろな条件が入り乱れ、重なって先がみえない状況となっています。飯南町においても農林畜産業を主産業としており、深刻な問題を抱えているともいえます。外食産業の低迷により農産物や食肉の消費の低下、米価においては２年産の主食用米の在庫のダブつきにより３年度産の買取り価格の引き下げ、林業においては木材輸入価格の上昇における国内産木材の価格の上昇と供給不足など、いずれの場合においても農林畜産業を営む生産者にとっては生産のための経費は増えるが、販売量は減少し販売価格は上がっていない状況であります。お米について申し上げますと、私もお米を作っておりますので、１年でどれ位のコストがかかり、どれ位販売価格があるか計算してみました。そうしますと、私の場合約９反、90a の作付面積がありますが、直接経費だけみますと約６万円強の赤字となることがわかりました。まだこの他に修繕費とか燃料費等がプラスになり、赤字を押し上げるものと思います。この赤字を補填するには、自分がいただいている給料や年金、あるいは貯蓄を崩して、そしていろいろな補助金で補てんすることになりますが、赤字の解消にはならないと思います。これでは、離農してゆくのが当たり前だと思います。作れば作るほど赤字になります。

飯南町のお米の美味しさは少しずつ認知されつつあると思います。私も、仁多米としてブランド化されたお米と飯南町で作られたお米を食べ比べてみたとき、美味しさは引けを取らないと思っております。近年、食品事故などで食の安全・安心、地球温暖化等による環境保全の世論の高まり、農業作業事故など労働安全意識の高まり、法令遵守など社会的に農業生産活動にさまざまな取り組みが求められています。これらを考え農業を発展させるためには GAP（グッド・アグリクチョウラル・プラクティィクス）。これもちょっとすみません、発音が的確でないと思いますが。「農業生産工程管理」を行う必要があると考えます。これは、生産者や JA、生産者団体等の考え、要領等を整理して飯南町

で統一した考え方、今までの経験だけではない生産方法・工程を画一させる必要があると思います。こうした「農業生産工程管理」ＧＡＰを行った先に飯南町のお米が島根県で「美味（おい）しまね認証」がとれ、そして全国へのブランド米化につながっていくと考えます。例をあげますと、頓原地区の法人、来島地区の法人では、GAP を取得され島根県の「美味しまね認証」を受け独自に販売ルートを開拓し、高価格で取引をされておられます。高くても買取りに来られる業者はおられます。それだけ価値があり素晴らしいお米だということです。これにはそうした生産管理、品質管理が必要であり、昔ながらの経験からの米づくりではブランド化はもとより、生き残れることも出来ないと思います。町の死活にかかると思います。すぐに町全体とはならないとは思います。小さな地域、農業法人などから進めていくことが重要と思います。これについて見解をお聞かせください。

10 月に農林水産省から「令和３年度米の相対取引価格・数量（令和３年 10 月）（速報）」が発表されました。昨年、本年の主食用米の生産量、価格については、昨日県議会でも言われていましたが、数字とは少し違いますが、島根県は生産量では全国の１％、本年は２％。全国の平均価格で昨年は 104％、本年が 103％です。島根県平均で 60kg 当たり昨年から約 1,600 円下がっています。こうしたことから主食用米の価格低下、生産量の増、在庫の増、そして輸入飼料米の高騰により国内産飼料用米への作付けの方向転換を示されたりもしました。経営所得安定対策と町の助成では、水田活用の直接支払交付金でいろいろな対象作物がありますが、飼料米については３年以上の契約で、複数年契約で 10a 当たり 12,000 円助成があります。20 年産、21 年産契約分からは 6,000 円になり、22 年度からは対象外となり、要するに補助がないということです。一方では生産を促し、一方では補助金を無くすという政策、これがよくわかりません。それでは飼料用米に転換しようと思っている農家もあると思いますが、転換出来ないと思います。どのような方針でおられるか、お聞かせ下さい。

農業法人や認定農家の方は、耕作できなくなった方から利用権設定を行って農地を守っておられます。農地の保全を考えることは、大変重要な事であります。しかし、先にも述べましたが、赤字になっも他人の土地を耕作するでしょうか。中山間直接支払やその他補助金や農地法等のからみもあると思います。他の自治体では実施の例もありますが、この土地を利用してインフラ整備、例えば太陽光発電などを考えてみるのはいかがでしょうか。

林業については、昨年、国では 2050 年までにカーボンニュートラル、温室効果ガス排出を全体としてゼロにする、を宣言されました。飯南町は早くから森林の活用について、画期的な取り組みを行ってこられました。本年、「株式会社飯南・縁の森」が設立されました。これにより飯南の森を活用した様々な取り組み、事業が計画され実践されるものと思います。こうした取り組みこそが、まさしく CO^2 削減の手助けとなるものと考えます。そして飯南町は、その取り組みとして飯南バイオマスセンターや飯南町の木材を活

用した住宅の建設等、いろいろな事業を行い CO^2 の削減について貢献されていると思います。木質バイオマスセンターは、当初菌床用や畜産用のたい肥に混ぜるおが粉として、そして温泉設備や農業ハウスの燃料、ストーブの薪やペレット燃料の材料として使われ、これらの事業から雇用が生まれると聞いておりました。原油価格の高騰、将来、化石燃料からの脱却・転換を考えたとき、十分に期待できる事業となるのではないでしょうか。ここにさらに設備投資をして、設備を充実させるお考えはないでしょうか。

協同選果場で扱っている飯南町振興作物トマト、パプリカ、メロン、インゲン、ホウレンソウ、唐辛子などの販売量について、販売量・販売高について、JAの担当者にお聞きしました。やはりここでもコロナウイルス渦の影響により、令和元年から２年、３年の10月末、同月末で販売高や単価についてですが、メロン、唐辛子を除いて他の作物はいずれも下がっているとの状況でした。産地交付金で助成はされていますが、これらに対してコロナによる収入減の助成は行われるのでしょうか。また、その他直売所等で多種少品種を扱っておられる生産者もおられると思います。同様にこの助成もされるのでしょうか。町長の見解もよろしくお願いいたします。

○議長（早樋　徹雄）　９番、平石議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原　隆昭）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　塚原町長。

○町長（塚原　隆昭）　番外。

引き続きまして、本町の農業振興全般について、幅広くご質問をいただきました。

最初に「美味しまね認証」を活かした飯南米のブランド化ということでございます。ＧＡＰ等のいろいろ説明もいただいたところですが、本町では農業振興計画を策定しておりまして、これは今年から新たにスタートしております。

飯南米のそのブランド力を強化する取り組みの一つとして、良質米の品質を担保するため、今エコロジー米の栽培、これは本町ではそれを普及していくということで50パーセントぐらいに達しております。その作付面積のさらに拡大に取り組むということで、進めております。

一方、島根県では、食の安全、環境保全、作業者の安全などに配慮した持続的な農業を実践するため、県ＧＡＰ基準、これが「美味しまねゴールド」ということで、取得を推奨されております。この「美味しまねゴールド」は、従来の「美味しまね認証」のＧＡＰレベルを更に一段引き上げて、その国際水準のＧＡＰ相当となる上位基準として平成31年の１月に設定されております。現在、この「美味しまねゴールド」ですが、町内の認証取得者は、米の生産者で、今議員からもありましたが３者。２法人、１個人でございます。更に２者、これ法人でございますが、いずれも。２法人が申請中でございまして、近日の取得を目指しておられます。なお、これ水稲に関してですが、野菜品目も含めますと取得者は５者、４法人、１個人。それから、申請中は９者、４法人、５個人でありまして、確実に徐々ではありますが、増えてきておると認識しております。認証の取得は

ですね、農産品が市場から高く評価され販売面で有利となるなど効果が期待できるところですが、やはり一定基準に沿った生産工程管理を行う必要があるため、町長の見解はどうか、ということでしたが、小規模な営農者にとっては少し早急な対応は難しいのではないか、と考えております。しかしながら、「美味しまねゴールド認証」もエコロジー米認証と同様に、飯南米がですね「安全な良質米である証」となるものでありまして、今後のブランド力強化の一翼を担うものと考えておりますので、町としても県の取り組みに協同し、認証を推奨していきたいと考えております。それで、いろいろ現在の農家の事情もご紹介いただきました。本当に議員も計算されてみて、赤字であるし、それから、その赤字を給料とか年金で補填するのが当たり前となって流用も増えていく。それから、赤字を出してまで他人の農地を請け負って耕作が出来るのか、というような本当に切実なご質問でございました。ただ、このブランド化につきましては、飯南町の品質の証でありますので、しっかりとした取り組み、また進めてまいります。

次に、主食用米をですね今回、飼料用米への転換ということで、ご提案をいただきました。確かに飯南町の飼料米そんなに無いんですが、議員が言われますとおり、国では米の需給対策として、主食用米からの転換を進める対策が進められようとしているのは事実でございます。しかしながら、これは全国的な需給問題ですね、バランスが崩れておりますが、そういう今の過剰米の対策としての国の政策でありまして、大規模産地を中心に取り組みを推進し、抜本的な対策を講じられるものと理解しております。この飯南町ですが、良質米の産地であります。先ほどの仁多米と遜色ないということで、それは誰もが思っておることだと思います。本町といたしましては、この政策に対応して積極的な転換を進める必要は無いと考えております。このことは、知事にですね 11 月下旬に米の下落、米価下落の緊急要請も行っておりますが、その際に知事からも「米の有利販売が出来る良質米の産地については、こうした転換は必要ない。」ということで見解も伺っております。

続きまして、農地の保全、農地の有効活用ということでインフラ整備、太陽光発電についての少し提案もいただいたところでございます。やはり、米価下落による収益性の悪化につきましては、この持続可能な米づくりを進めるうえでは大きな支障となっていると認識しております。それで、私もちょっと、これ、勘違いしておれば申し訳ないんですが、農地全体を太陽光で覆うような形の、今太陽光の質問であったのか、私もちょっと勉強する中では、今その、農地に柵を建てまして、その太陽光ももちろん載せるんですが、その間に光が入るような形での太陽光設置。これは太陽光発電による収入と、それから下では、もちろん米のところもありましたし、畑作で野菜を作っておられる一石二鳥のような形での営農をですね、これは営農型太陽光発電と言いますが、そうした先進的な取り組みを行っておられるとこがあるということも今回わかりました。

私としましては、仮にですね、全部を覆うような太陽光発電については、まずは農地については、とりあえず今この良質米生産地ですから何とかその水稲なり水田園芸に転

換するにしても農地として管理をお願いしたいと思っていますが、そうした場合によってはそういう先進的な取り組みをされるところがあればですね、これについては支援もですね考えていきたいと思っております。せっかくのご提案でしたので、研究してまいりたいと思っております。

　続きまして木質バイオマスセンターの発展利用について、ご質問いただきました。少し現状もお話しさせていただきます。

現在、休止であることはご承知のとおりですが、再稼働に向けたストックヤード整備の検討・設計を行っております。近く成果がまとまる予定で、またご報告させていただきたいと思っております。今後、施設管理者であります飯石森林組合、そしておが粉利用者である畜産農家に今後の生産・供給体制について説明をし、理解を得たうえで整備を進める予定にしておりますので、内容がまとまり次第、今後の展開については議会にも説明をさせていただきたいと考えております。

議員から提案いただきました燃料用の薪、それから木質ペレットの生産設備でございますが、こちら薪のですね生産設備については、施設開設当初からですね整備されております。開設当初は、おが粉に加えまして薪生産も行い町内で利用する計画がありですね、町内需要を創出するために、別途ですね公共施設、温浴施設でありますとかを中心に薪ボイラーの整備も予定しておりましたが、なかなか初期投資であったり、人員の確保、労力も必要でございますので、そうした一定の労力が必要と今言いましたが、そういった懸念材料もいろいろありまして、想定どおり整備が出来ておりません。またその燃料需要、これハウスなどもカウントしてペレットとか薪とか燃料需要もほとんどない、ということから今薪の生産も休止しておられます。それで、このバイオマスセンターにつきましては、町の森林資源を利用するために燃料生産も有効な取り組みではあると考えておりますが、まずはですね、やはり休止となっております町内の畜産農家への安定した品質のおが粉をですね、これがですね重要だと考えております。それでおが粉の生産を念頭に環境を整えて、長期的にそうしたおが粉の供給、生産もできるようになればですね、燃料用材料の生産についても考えていく必要があると考えております。いずれにいたしましても、飯石森林組合と協議し、このことについては検討してまいりたいと思います。議員からはいろいろペレットとか薪の設備投資充実を、ということでございましたので、こちらのほうも頭には置きますが、まずはおが粉の生産再開、こちらのほうを優先して進めていきたいと考えております。

それから最後にコロナ禍におきまして、いろいろ影響を受けておりますこの園芸作物の生産についての質問でございます。このコロナウイルス感染症の農産物への影響につきましては、全国的に特に外食産業を中心に消費の落ち込みがありまして、需要を失った農産物に顕著な影響が現れております。国の資料では特に和牛肉、魚介類、花きを中心に一時的な下落が起こったとされております。これに加えまして、何べんも言っておりますが、米の在庫量の増大によりまして、価格も下落しております。

今回の野菜や果樹の園芸作物につきまして、飲食業界向けに特化した生産者につきましては、少なからず影響があったようでございますが、一方で家庭内消費は増加しておりまして、市場を通じた流通を見ますと一時的な混乱はあったかと思いますが、価格や流通で大きな影響は受けてないと捉えております。それで、先ほど町内の主要産物ということで、メロン、トマト、パプリカ等の数字も説明いただきました。メロンについては、販売額では増えておりまして、プラスマイナス微増でございます。トマトは減少しております。生産量も販売額も減少しております。パプリカは、生産量も販売額も増えております。一方で産直市のですね売り上げにつきましてですが、これは町内の「ぶなの里」、「ぼたんの郷」、それから三次の「ｉまるシェ」、この三つを足したものですが、令和元年度がコロナ前ということで認識していただいていいと思いますが、９千百万余。それから令和２年度が９千３百万円余でございますので、こちらについては横ばい。販売額については横ばいということで実績があがっております。ただ、これ以外のとこで、「たたらば壱番地」であったり、「阪急オアシス」、そういった外部の産直市も含めますと、やはり令和元年度と２年度を比べますと一千万あたり減少しております。やはり都会地での販売ができなかったり、消費が落ち込んだということで、そうした影響はあっております。

それで、この支援ということでございますが、現時点で園芸作物の生産者の皆様への支援は準備しておりませんが、今後の動向も注視しながら、やはり影響が確認される場合はですね、支援策を検討してまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

○９番（平石　玲児）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　９番、平石玲児議員の質問を許します。

○９番（平石　玲児）　はい、９番。

町長からご回答いただいたとこですけども、先ほどの農地の転換と言いますか、太陽光発電ですね、これ私も調べてその下に転作というか他の物を作るという状況も確認をしています。ただ、それにしてもそこに作るもう人がいないというか、いうことが状況なんですよね。だからそういった、その、これはいろんな産業全部に通じてのことだと思うんですけども、高齢化とかそういった農業に携わる人がどんどん減っていく中で、そういった土地をどうするか、っていうことをもうちょっと考えていただけないかな、と思います。これ、回答はよろしいんですけども。

それと、あの野菜のことですね。なんですが、収入保険とかございますし、それから、まあ実際に収入が減ったというのは、たぶん２月とか３月の確定申告ですよね。ここでやられないと状況が見えてこないと思うんです。ですから米についてもちょっとお聞きしたんですけども、収入保険ですよね。これ当然３年度はまだわからない。２年度はまあ出てきているけども、飯南町は米はありませんでした、という私は回答をいただきました。なので、まあ、そこらへんもちょっと保険とかですね、確定申告の時期とかを待つとなかなか本当にどうなのかなあ、というところがある。そういったところも考えて

いただきたいな、と思います。以上で質問を終わります。

○議長（早樋　徹雄）　９番、平石議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原　隆昭）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　塚原町長。

○町長（塚原　隆昭）　番外。

再質問をいただきました。今の太陽光については、ちょっと私も勘違いしておったところがあって、申し訳なかったですが、その土地を今後いかに管理していく方法として、太陽光などの活用ということでございました。やはりこれは、もう、農地をもう管理できない切実な悩みだと思っております。このことについては、私もいくら良質米の生産地で、米を作ってくださいと言っても、その作る土地と体力がなければそのことは出来ませんし、このことについてはしっかりとまた農業者の皆さんと今後の話し合いをしながらですね今後の農地の有効活用について考えてまいりたいと思います。

それから野菜、米の収入保険、非常に、すぐには入ってこない制度でございます。そうした中での支援ということでございますが、こうした支援につきまして、当然現金での支援と言いますか、融資制度はですね、県とかいろんな制度としてございますので、まあＪＡも持っておりますし、そうした一時的な資金の手当てについては、そうした融資制度とかを活用して、無利子とか非常に低利での融資がございますので、そちらのほうで対応できればと思っております。以上です。

○議長（早樋　徹雄）　９番、平石玲児議員の質問は終わりました。

………………………………………………………………………………………………

○議長（早樋　徹雄）　ここで休憩をいたします。

本会議の再開は、議場の時計で13時00分といたします。

午後０時00分休憩

………………………………………………………………………………………………

午後１時00分再開

○議長（早樋　徹雄）　本会議を再開いたします。一般質問を続けます。

３番、熊谷兼樹議員。

○３番（熊谷　兼樹）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　３番、熊谷兼樹議員。

○３番（熊谷　兼樹）　３番。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。今回はですね、農業関係の質問を２点させていただきます。

はじめに新規就農者支援策ということでですね、聞かせていただきます。この新規就

農者支援事業ですけども、この制度は2012年に成年就農給付金として始まり、本町においてもこの制度を利用して収納された方が多くあり、Ｉ・Ｕターン者の定住にも繋がることからたいへん重要な制度であると私は認識しております。そういう観点から質問をさせていただきます。

本年度農林水産省は、将来の農業の担い手となる49歳以下の新規就農者を育成するこの制度をですね、刷新したという報道がありました。その主なものは、一番議論になっているのは、費用の面のですね、財源になる部分の負担を地方自治体に求めるということが、一番大きな話題となっておりますけども、それ以外のですね、変更点について、財源については後ほど聞きたいと思いますので、その以外の部分の変更について、町としてどのように評価されているのか、この点についてまずお伺いをしたいと思います。

〇議長（早樋　徹雄）　３番、熊谷兼樹議員の質問に対する答弁を求めます。

〇町長（塚原　隆昭）　議長。

〇議長（早樋　徹雄）　塚原町長。

〇町長（塚原　隆昭）　番外。

新規就農者支援策について、ご質問をいただきました。今回示されたこの策について、財源のところを除いての（聞き取り不能）のところを問われました。

まず、支援策の内容変更を少しご説明させていただきます。

現行の制度ですが、「農業次世代人材投資事業」これは、営農開始時の早期の経営確立を支援する資金として、就農から５年間の交付がありまして、支援額は総額690万円となっております。これは本年度からですが、実は令和２年度までは750万円、これは150万円の５カ年でありましたが、現在の制度は４、５年目のとこをですね120万円ということで減じられております。

今回の議員が質問いただきました新たな制度ですが、今回この制度を見直すということで現在予算要求等も行われております。

ポイントですが、見直しのポイントはいくつかありますが、やはり経営開始での支援は、経営開始３年目までの投資を無利子で融資し、その償還金を支援ということで、金額が最大1,000万円となるということです。この1,000万円の中身ですが、このうち月13万円を３年間定額助成として投資以外の目的で受けることもできますということですから、３年間の468万円になりますが、現行690万円でありますのでその資金になるお金はいくらか減りますが、総額では1,000万円。

今回ミソはですね、ハード部分へのですね使用も可能ということで、これまではソフト支援ということで支給がございましたが、そういったハード、ソフト含めて1,000万円となったということで、やはり総額でみますと1,000万円ということなりますので、そうした支援が受けられますので、新制度の方が農家にとっては支援も手厚くなり有利かと考えております。

○３番（熊谷　兼樹）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　３番、熊谷兼樹議員の質問を許します。

○３番（熊谷　兼樹）　３番。

答弁をいただきました。確かに最近のたぶんあれでは３年間は 150 万円、あと残り２年は 120 万円で総額が 690 万円という給付額だったと思います。それを 1,000 万円に、ハード、ソフト、これたぶんそちらの方が正しいだろうと思いますけども、月額 13 万円という、書いてあるのもあったのであれですが、それはちょっとおいといて、別にその 1,000 万円なんです。それは額的にはいいと思って、確かに初期投資を抑える、初期投資のための資金がそこで確保できるという意味において、農業者にとって、新規就農者にとって楽なというか、恵まれた制度になるんではないかと思います。

ただ、心配をする面もあって、そういう制度があるがために安易に入ってきて、継続できなかった場合、返済を求められるというリスクが、リスクというべきなのか、覚悟を持って入ってきなさいよという国側の意思表示なんだろうと思うんですけども、結局、ここのところに最大の国が目指しているものがあるんじゃないかと思っておるわけです。

というのは、いちばん私が思っておる変わった点というのは、自治体に負担を求めるという意味合いの中にチェック体制、これまでの新規就農者に対する支援をきちんと地方自治体側、ここでいえば町ですが、きちんとチェックできていたのかという点ですよね。要は、お金は全部国が持っておって、その責任を行政、途中で就農やめられても行政が責任を負うということはないわけです。片方は定住に繋がるわけですから、チェックを十分せずにいけいけどんどん。来る人みんなオッケー。みたいな形で受け入れたんではないかという、反省もあるんではないかという気がしているんです。

そういう意味でいうと自治体に向けられた批判というか、国は（聞き取り不能）一番近いところで（聞き取り不能）するのはこういう町という地方自治体ですので、やはりそこのチェック体制はきちんと欲しいという意思表示の表れでもあるのかなという気はしております。

逆にもう一つは入ってくる人もやはり、そういう継続できなかった場合は、これは借金として残って、例えば端的に言えば 1,000 万円を金融公庫が貸し付けるわけですので、そこに返済をしなくてはならなくなるわけですよね。例えば 1,000 万円借りて 10 年返済という形になると、（聞き取り不能）100 万円ずつを本来は国が地方自治体にも求めてますけども、100 万円ずつ返していくというスキームなんですよね。そうするとそれを途中でやめると、今の国と自治体の 100 万円返済がなくなりますから、それは農業者、就農した人が返さなくてはいけなくなってくる。リスクがある。そういう面からいうと非常に入る側にとっても非常に安易な形では入れないというひとつのハードルをあげたという部分ではないかなと私はしております。

そういう意味でいうと、ここの（聞き取り不能）今回これで日本金融政策金融公庫というところが関わってくるわけで、そういう金融のプロが事前審査をして就農計画を見

て融資するかどうかを判断されるわけで、そのへんのこれまでの町が果たしてきたチェック体制というもの、新制度の中でのこういうチェック体制が生まれるんではないかという私の推測ですけども、こういう点をどのように考えておられるかお伺いいたします。

○議長（早樋　徹雄）　３番、熊谷議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原　隆昭）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　塚原町長。

○町長（塚原　隆昭）　番外。

今回の支援につきましては、金融機関等のチェックも出てくるということで、実際にこれまでより、その要件のハードルが上がっているんではないかということでございますが、今のご質問については、通告になかったもんでして答弁は用意できておりませんが、今答えられる範囲で答えさせていただきますが、これまでもペナルティーはあります。一定の要件で当然返さなくてもいいことにはなっておりますが、やはり返還規定はございまして、そういうことはこれまでの制度でもあります。

新規就農者に対しての経営支援につきましては、これは毎月、５年間ですが、毎月関係者が寄りまして、ＪＡ、県、町、そうした農業に関わる新規就農者を支援する関係者によりまして、個々の案件について、毎月会議を開催して指導もしてきております。現場での指導があったり、それから個別指導もありますし、そうしたですね新規就農者が自営農業に移るにあたって自立できるような形でずっと支援はしてきております。

今回、金融機関が入ってくるということで、これまでの審査の中では農業関係者において、この方を新規就農者として認めるかどうか、そういった審査だったと思いますが、金融機関のとこは確かにありませんでした。そういう面では少し厳しくなるんではないかなと思ったところでございます。以上です。

○３番（熊谷　兼樹）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　３番、熊谷兼樹議員。

○３番（熊谷　兼樹）　３番。

ちょっと無理な答弁を求めたような気もしますが、私はですね、一つ思っているのは、飯南町はそういう中にあってもよくやっている自治体だと思っているんですよ。新規就農者に対してこれだけ手厚く支援をしている。理由はリースハウスとかですね、そういう初期投資をできるだけ抑える形で支援をしている、そういう自治体ってあんまり多くないんですよね。現実的には。そういう意味から言うと私は自信を持ってですね、この制度を有効に使っている自治体としてですね物申すことができるんじゃないかと思っているんです。そういう意味でいうと新規就農者の能力、そしてやる気をですね伸ばす制度運営、これが一番だいじなことなんだろうと思う、そういう人ももちろん見つけるということもだいじですけども、それを伸ばしていくという姿勢がやっぱり自治体にも必要なのかなという気がしております。

それでですね、先ほどちょっと後にしましたけども、いわゆる国の言い分ではですね、

いわゆる財源を折半にしてくれ。折半という言葉が50%50%ということなのか、折半が何パーセントかよくわかりませんが、そういうことを求められて何らかの負担を求められている。これに対してもちろん全国知事会等ですね、たぶん町村会もしておられるんではないかと思いますけども、そういうところから今までどおり国が全額負担で継続をするべきじゃないかという要請をしておられると思います。そういう中にあってなかなか情報がないんですよね。今、今後国会も始まってきて審議されることになるんだろうと思いますけども、こちらも地方自治体の方も請求をしたり予算の組み立てをしなくてはならない時期にあって、そういう情報がない中でのことだと思うんですけども、だいたい状況はどのようになっているのか、わかる範囲で教えていただければと思います。

○議長（早樋　徹雄）　３番、熊谷議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原　隆昭）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　塚原町長。

○町長（塚原　隆昭）　番外。

次に、新たな支援策の財源に関してご質問いただきました。

議員からもございましたが、これまでの支援につきましては、全額国費での負担ということになっておりました。今回県を通じた資料をいただいておりますが、新たな制度では財源の一部は地方自治体も負担を求めることをですね予定していると確認しております。

これは、国が２分の１、地方負担が２分の１ということで、その地方負担の２分の１は国か県かも決まっておりませんし、そこのところはまだ明らかになっておりません。

地方自治体の財源確保ができない場合は、この事業を活用できない可能性もありまして、農家にとっては不平等が生じる、そうした問題視もされている状況でございます。

国の方でも財務省との折衝に併せて制度設計の検討が続いていると思いますが、秋の概算要求時以降ですね新たな情報は得られておりません。

要望については、全国知事会、それから全国市長会、全国町村会の方でこうした財源負担について、国負担で制度設計してくださいということは要望しております。

町村会として危惧するとこが、この地方負担のところを仮に国費でということで、例えば地方交付税に転嫁されて、そこを置き換えられて、地方交付税でみてますというような形での制度設計は困るということを、これは町村会からは申しております。以上です。

○３番（熊谷　兼樹）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　３番、熊谷兼樹議員。

○３番（熊谷　兼樹）　３番。

制度を確定していない部分があるわけですけども、そうはいっても投げておかれない現場という問題もあります。現場ではやはり、新年度に向けてこの制度を使って就農を目指したいというような要望もあるかもしれません。それに答えなければならないというのも、また地方自治体が負っている責任でもあろうと思います。本来ですね、農は国

の根幹とか、前町長もよく「基本は農業です。」とよく言われますけども、そう言われながらもなおざれにしてこられたという歴史があるもんだから、なかなかその国が本来やるべきことなんでしょと言いたいんだけども、なかなかそこはそれに結びついていかないところがあるわけで、今回の場合、特にこういうなぜ改革したかっていうと、いわゆる農業分野以外の方からこういう形でお金を、生活費みたいな形でお金を出していることへの批判とかですね、そういうものがあって実際収納する人には初期投資がお金がかかってやれないというような要望もあって、それらをあわせて何とかしたいということで、費用の分は地方にもみてもらおうじゃないかというところで、国が持って行ったと思うんだけどもやはりそこを、どうこう言っていても仕方ないんですが、もういやおうなしに時間が来ますよね。そうすると町はいったいどうされるのか。本町は。先ほど、自治体間で、いわゆるお金があるとことないとこの差という問題がいちばん大きいんだろうけども、要はこれをやる気があるかないかという問題に今繋がるんだろうと思うけども、そこは本町として、国がどうするかというのは２つしかないわけですよ。もとへ戻して全額負担をするか、折半という形で地方に負担を求めるか、この２つしかないわけです。全額もとに戻れば何だり、今までどおりに使えば関係ないわけですけども、どうでも国が地方に求めると言った時に本町はどうするのか。ということをちょっと伺っておきたい。

○議長（早樋　徹雄）　３番、熊谷議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原　隆昭）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　塚原町長。

○町長（塚原　隆昭）　番外。

続いてご質問いただきました。仮に新たな制度が導入された場合、町としてどう考えているかということでございますが、制度の概要が、今説明したとおりまだ明らかになっておりませんが、それからの判断ということもありますが、仮に町の負担が必要となった場合、私といたしましては、この農業については町の主要産業でございますし、農業振興図るうえで、やはり今農業の担い手は非常に不足しておりますし、飯南町の農地を守っていくためにも新規就農者というのは必要でございます。

それで、もちろんそうした負担が出てきますと、財源の負担が当然出てきます。飯南町としては、今回 1,000 万円の事業がソフトとハード両面の、さっきも言われましたが、初期投資のとこをカバーしていくような部分も入っております。

飯南町としましては、これまでリースハウス事業をですね積極的に、この新規就農者に対して行ってきております。別の形でそのハード整備のところは支援もしてきておりますので、町としてはこれまでの国のソフト事業、それからリースハウス等でのハード事業ということで、ハードソフトのすみわけもできておりますが、今後その 1,000 万円の新規事業につきましては、そういったところがまだわかりませんので、慎重に検討はしたいと考えております。以上です。

○３番（熊谷　兼樹）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　３番、熊谷兼樹議員。

○３番（熊谷　兼樹）　３番。

町長が今、決意を示されたので何も申し上げることはありません。とにかく新規就農者という形で、これまでも多くの方が入っておられますし、活躍をいただいております。やはりこれを育てていく、町も一緒になって育てていくという姿勢がなかったらですね、これまで、もちろん、一生懸命やられて来られた方、今後飯南町の農業生産をどうしていくかという課題解決のために必要なことですので、しっかり覚悟をもって取り組んでいただければと思っております。

それでは、次の質問にうつらせていただきます。次にですね、本町農産物の販路拡大策について伺いをいたします。

長引く新型コロナウイルス感染禍の中で、経済活動の停滞により外食産業を中心に消費が低迷し、農産物価格の低下が著しいものもあります。農家の生産意欲の減退が心配されます。主食用米については、町内生産者団体から緊急要望があり、本定例会に次期作支援策として予算計上されています。ただ、この状況は主食用米だけの問題ではないのか、ない問題だけではないという思いからですね、このような（聞き取り不能）の中にあっても安定的に収入を得るための販路の多角化を図る必要性を感じ、次の点について質問をさせていただきます。

はじめにですね、町内産農産物を販売する産直市場、町内では青空市ぶなの里・産直市ぼたんの郷・三次市にあります産直ｉまるシェ等ですね。産直市の販売状況、先ほど同僚議員の質問にも出ており重なる部分ではありますけども、やはりこの部分は確認しておいてから次の質問に行きたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（早樋　徹雄）　暫時休憩いたします。

午後 1 時 25 分休憩

………………………………………………………………………………………………

午後 1 時 26 分再開

○議長（早樋　徹雄）　本会議を再開いたします。

３番、熊谷議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原　隆昭）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　塚原町長。

○町長（塚原　隆昭）　番外。

続いて、本町農作物の販路拡大策についてのご質問で、最初に産直市等の販売状況について影響があるのかということでご質問いただきました。

これは、先ほど９番議員のところでも少しお答えした部分でありますので重なる部分が

あり申し訳ございませんが、ｉまるシェを含む町内産直市場の売上につきましては、新型コロナウイルス感染症前後の売上額を見ますと、直接的な大きな影響を受けておりません。販売数量については、納品される農産物の単位数量が異なるため、詳細な状況は掴めていませんが、販売額の大きな変動が無いことや産直への納品ができないといった、その農家の声、そういったことは聴かないことから、数量として大きな影響は受けていないものと推察しております。以上です。

○３番（熊谷　兼樹）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　３番、熊谷兼樹議員。

○３番（熊谷　兼樹）　３番。

これによる直接的な影響というのは捉え方もあろうかと思いますけども、ただ、先ほど数量的なものも落ちていないじゃないかというような話ですけども、実際生産者に（聞き取り不能）ですね、例えば、もう販売量が減ることを予測して作付け段階から作付けをやめたりですね、減らしたりしていると。要は売れ残ることを心配してですね、逆に生産量を自ら減らしている。あるいは高齢の方はですねやめられたりとかですね、そういう状況もあるというふうに聞いております。

むしろ、そういう先ほど同僚議員の答弁の中で、他の松江の、違う産直もありますよね。広い範囲で都消になっている部分ですけども。そういう部分も含めれば 1,000 万円おちているという話がありました。その 1,000 万円おちている原因の中に、やはり生産が縮小している部分があって、そういう直接的に単品の価格がおちたんじゃなくて、収入減の根幹というのが販売物の量、つまり生産を縮小させたことによっておきている部分があるんではないかという私は心配をしております。

というのは、やはり、生き生きとしっかり農業をして産物を作って自分で売っていくこの楽しさを、高齢になっても続けていきたいと思っておられる方が多かったと思う。その方が、こういう不安をぽっと目の前に来た時に「いや、そうなったら困るからやめよう」というふうに、いわゆるマインドの問題です。心が冷めるというか衰退するというか。むしろこっちの方が心配なわけです。

例えば今回、米の例で言えば次期作支援という形で支援をしておられます。そういう意味から考えると、やはりそういうコロナが直接的ではないにしても、間接的でも影響を受けて、マインドが冷めてやめようという気持ちにならないように、そういう次の作物を作ってがんばろうという、そこを応援するというのが多分、今回の米の次期作支援も同じ精神がそこにあるんだろうと。このことをやはり、他の野菜にも目を向けていただきたいという意味合いで、この間審査意見の中にもそういう思いを込めましたが、そういうことも含めて検討される考えはないかお伺いいたします。

○議長（早樋　徹雄）　３番、熊谷議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原　隆昭）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　塚原町長。

〇町長（塚原　隆昭）　番外。

引き続きのご質問いただきました。今、米の次期作支援について本定例会に予算も提案させていただいておりますが、それと同じような形での支援が産直の農産物等についてもできないかということでありました。

生産者の意欲といいますか、ご紹介いただきましたが販売量が減ると見込まれるので減らしたり、それから年々高齢化も進んできて、これを機にやめるとか、いうことはあっておるのも事実だと思います。

それで、生産量をですね調整されたことについては、やはり市場の動向をですね、今回はコロナが影響ですが、当然その生産者のみなさん、そうしたことにも敏感になってそうされるのは、当然のことだとは私は思っておりますので、またコロナが収束した際は市場もですね、販売取引が活発になるわけでございまして、その際にはまた作付けが増える。ただ今回、その減ったままの状態が続くのはよくないということでの心配だと思っております。

この野菜とか、今回産直への支援について米を中心とした主食用米ということで対象とさせていただいておりますが、昨年は、和牛繁殖農家についての支援を行いました。農家について、そうした段階的にはやってきております。今回その産直関係、それから野菜ということでございますが、こちらについては、もう少しですね調査もしながらですね検討してまいりたいと思っております。以上です。

〇３番（熊谷　兼樹）　議長。

〇議長（早樋　徹雄）　３番、熊谷兼樹議員。

〇３番（熊谷　兼樹）　３番。

町長も同じように、確かに今の需給バランスというか、それで経済活動ですから当然おさえられる。それも生産者の判断だと思います。それがずっともうやめるというところに繋がらないでほしいという思いは共有できているので、しっかり調査をして検討していただければと思います。

それでですね、次に、農産物を安定的に生産をして（聞き取り不能）するにはですね、安定した片方では販路が求められるわけで、生産の拡大には多様でいろんな新たな販路の開拓が求められると思います。

そのような中で、先ごろ町の広報誌ですね、紹介された記事にもその例がありましたけども、本町出身者による農産物の販売ルートができていると、できつつあるというべきなのか。そういうふうに伺っているところですが、こういう動きが出てきたことに町としてどのように捉えて今後連携できるのか。

要は、今やっておられる方が「何も必要ないですよ。自分で好きにやりますよ」というスタンスならまた別の話ですが、町としてこういうところ手助けをしてほしいというようなことがあった時にどうするのか。連携について、こういう（聞き取り不能）に対してどのように考えておられるのかお伺いをしたいと思います。

〇議長（早樋　徹雄）　質問に対する答弁を求めます。

〇町長（塚原　隆昭）　議長。

〇議長（早樋　徹雄）　塚原町長。

〇町長（塚原　隆昭）　番外。

続いてのご質問でございます。販路の確保ということでございます。

議員の方からもご説明いただきましたが、本町出身者によるこの独自の販売ルート、広島市へということでございました。

これは、町内出身者の方が広島市内へ、旧市内の方ですが、店舗を構えられまして、そこで野菜とか販売を始めておられます。その野菜はですね、飯南町産ということで週末に、特に新規就農者の皆さまの野菜を集めて、持って帰られてそれを販売ということですから、独自のルートといいますか、直接来られてですね農産物を持って帰って販売されるということであります。この考え方、生産者にとりましては収益を還元できる、気候を高くかっていただいてるみたいなんで、非常にありがたい取り組みと私は思っております。

今回の事例、具体的に広島市ですが、広島方面に向けてはｉまるシェを思っております。ここへの農産物の運搬につきましては、週３回ｉまるシェ号を使って三次まで運搬しております。例えばこのトラックを使ってできる限りそうした形で三次までは飯南町から運んで、そこからはまた別のルートということで、そうした支援もですねできるんではないかと聞かせていただきました。このことにつきましては、ＪＡも含め関係機関等調整してまいりたいと思っております。

今回のこのことについては、関係人口の繋がり、こうしたこともあって、こうしたやっぱり本町の出身者であり、またそこへ買いにきていただく方は、飯南町の野菜をそこで買いたいということで出身の方も多く来ていただいていると聞いております。そうした繋がりも大切にしながら都市部に向けた新たなこうした販路開拓ができればと考えております。以上です。

〇３番（熊谷　兼樹）　議長。

〇議長（早樋　徹雄）　３番、熊谷兼樹議員。

〇３番（熊谷　兼樹）　３番。

そういう動きに対して的確に連携をしていかなければならないという部分では、認識的には共有できているんだろうと思います。どこまでやればいいのかという問題もありますし、逆に行政をこれを作ろうとすればたいへんなお金と労力がかかるわけでそういう部分を中国地方で一番の消費地である広島市の中で売っていただける方があればですね、非常にだいじな販路になるんだろう。拡大していけばこれにこしたことはないわけで、ニーズに合わないことをする必要はないですが、ニーズがあればですね、それに沿ってどっちもがウィンウィンの関係になる状況を引き継いでいっていただきたいと思っております。

最後にですね、先ごろというか、県とか行政とか、県もそうですけどＪＡとかですね、特定何とか作物、高収益作物とかいって、ある特定のものを生産拡大をしようと、それによって農家所得を上げていこう、あるいは水田をいわゆる主食用米から転作、露地野菜的なものへ転換したいという思いから、そういうことを誘導的に施策としてあげておられるわけですが、なかなかこういうのが今までの経験の中でいくと、現在の市場の中で高いから高収益が生まれるだろうという予測の中で品目を決められて、それが県下１本でやられて、生産がダブつけば当然市場価格が当然安くなっていくということが、今までの経験値の中から感じるのは私だけじゃないんだろうと思うんですが、それは別にしても、今、逆に生産する側がこの飯南町であっている食物、農産物、適したもの、そういうもの自らが考えて、それを販路も自分で開拓して収益を上げて行こうという考え方です。

作ってから売るのを考えるのではなくて、今の需要を先に、少ない量で始めた時にその評価を得て、それを販売を需要を伸ばして、そしてそれを生産拡大に繋げていくという、ちょっと逆な動きなのかなという気がしますが、そういう模索をする生産者もあります。

そういう中にあるとですね規模拡大を、生産拡大をして面積を増やしていかなければならないんですが、どうしてもですね、集荷とか調整、特に貯蔵、出荷ですね。特に周年出荷というものを目指せば、貯蔵施設というのはなくてはならないものになります。ただ、そのことがいわゆる一般的に生産するための資材は１年ごとに使うものですから、もちろん生産者がお金を工面して、資材を購入して１年間で品物をその時に生産してということするわけですけども、やはりそういう長期化にわたって比較的大きな施設がいるようなものについて、やはりいっぺんにそれを投資するとなかなか難しい、生産者にとって難しい状況があるんだろうと思います。

その中にあって、これから何品目がそういう状況に入ってくるかわかりませんけども、県も町もそういうものを育てようと思っているわけですので、そういう多品目でですねいろんな生産者が共有できるそういう貯蔵施設というか保管施設というか、そういうものが町として建設して、たとえば共同利用できるようなかたちができないかという思いがあります。安定的に売っていくという意味では貯蔵とか保管は絶対に必要になると思いますので、そういう考えがあるかないか、考えてみたいか、いろいろあるかと思いますけども、現在の時点ですね、考えをお聞かせいただければと思います。以上で質問を終わります。

○議長（早樋　徹雄）　３番、熊谷議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原　隆昭）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　塚原町長。

○町長（塚原　隆昭）　番外。

続けてご質問いただきましたが、需要の増加によりまして、そうした数量も増えてきて安定的な販路を確保したうえでの生産拡大がまずは必要だということおっしゃってい

ただきました。それで、最後集出荷施設の施設整備についてのご質問だったと思いますが、県のですね、高収益作物６品目いうのはもちろんございます。

今、町としては、農業振興計画で掲げるこの振興作物８品目ありまして、これは露地と施設、ハウスで作るものがありますが、施設で作るものとしてはトマト、メロン、パプリカ、そしてぶどうが４品目あります。

露地では、とうがらし、サツマイモ、白ネギ、しょうが、この露地のサツマイモ、白ネギについては少しずつ作付け面積も増えてきております。これらにつきましては、安定した生産、そして集出荷、販路の拡大がなされるよう、しっかりと支援をしていきたいと考えております。これは基本的な考え方です。

施設整備については、生産者の皆さんの、今議員からも要望ということだと思いますが、要望を勘案しつつ、将来継続的な施設管理、そして運営を安定して行える体制を見据え、やはり町独自での施設整備というのはやはり難しいと思っております。

私もいろいろ県下のＪＡの中でお聞きすると、もう少し地区本部単位でですね考え方の違いもあってですね、積極的にそうした農業施設への投資をしておるＪＡもございますし、若干このＪＡ雲南地区本部については、そういった施設整備を行政に頼って、今までもきている傾向がありまして、今回もその議員の方からは町での施設整備と言われましたが、やはりここは事業主体として想定されますＪＡであったり、生産組合とよく協議をしながら必要となる支援をして行くことがだいじではないかと思っております。

○議長（早樋　徹雄）　３番、熊谷兼樹議員の質問は終わりました。

ここで換気のため 10 分休憩をいたします。

午後 1 時 47 分休憩

……………………………………………………………………………………………

午後 1 時 55 分再開

○議長（早樋　徹雄）　本会議を再開します。一般質問を続けます。

10 番、戸谷ひとみ議員。

○10 番（戸谷　ひとみ）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　10 番、戸谷ひとみ議員。

○10 番（戸谷　ひとみ）　10 番。

新人の戸谷ひとみです。先日頓原中学校の３年生が約１年間かけて行った「個人研究の発表会」がありました。「飯南町でさらにハッピーに暮らすには、飯南町はどうなったら良いのか」というテーマで、地域の人や家族、友達と協力して研究を進められたそうです。25 人の生徒が掲げた目標、見つけた課題、その課題を解決する方法、研究を通して気付いた事。一人一人が違っていて、どれもすばらしいものでした。

自分で作成した資料が映し出されたスクリーンの前で、身振り手振りを交えながらの発

表から伝わったのは、飯南町への愛と他人の立場に立って考える力と優しさでした。子どもたちの可能性を伸ばし、地域とのかかわりを深めた魅力あふれる教育にこれからも期待しています。

それでは質問に移ります。放課後子ども教室と児童クラブの違いについて、保護者や地域の皆さんへの情報提供が不足しているように思います。両者の目的の違いをご紹介します。

飯南町で行われている放課後子ども教室は、赤名と来島の「すこやか」、頓原の「たんぽぽ畑」、志々の「みのりん畑」です。この目的は、子どもたちの安全・安心な活動拠点、居場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組みを実施することにより、子どもたちの社会性、自主性、創造性の豊かな人間性を育てるとともに、地域の子どもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティーの充実を図ることです。

一方、放課後児童クラブは学童保育とも言われますが、保護者が共働きなどで昼間家庭にいない小学生に対して、小学校の余裕教室や専用施設などを活用して、放課後を安全・安心に過ごせる生活・遊びの場を提供することです。飯南町では行われていません。どんな取組みにもメリットとデメリットはありますが、情報が少ないため、住民の皆さんが正しい解釈をできていないと思います

飯南町立中央図書館で借りた『2040 年　自治体の未来はこう変わる！』という学陽書房発行、今井照(あきら)さんが書いた本に「将来予測を前提とする政策には必ず複数の案があり、科学的知見という情報を前提として当事者や住民の意見を反映して決定することの大切さ」、「行政内部で政策案を一つに絞り込んで住民に提示することのリスク」、「行政内部に蓄積されているデータを整理して論点を提起しなければ、行政への住民参加は始まらない。」ということが書かれています。

つまり、住民にわかるように役場が持っている情報を整理して、問題点を示した上で複数の案を周知徹底するよう努める必要があるのです。放課後子ども教室と児童クラブの違いがわかる資料を配布するとともに、住民の声を聞くための意見交換会を継続的に行う必要があると思いますがいかがでしょうか。また、地域力を高める目的のある子ども教室において、どんなふうに地域住民の協力を得て体験・学習支援を実施するのか、その具体策を教育長にお伺いします。

○議長（早樋　徹雄）　10 番、戸谷ひとみ議員の質問に対する答弁を求めます。

○教育長（大谷　哲也）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　大谷教育長。

○教育長（大谷　哲也）　番外。

放課後こども教室についてご質問をいただきました。

質問の冒頭でですね、昨日の頓原中の「個人研究発表会」のことに触れていただきました。私も同席をさせていただきましたけども、この「ふるさと教育」、飯南町の魅力で

ある「ふるさと教育」について、地域に足を運び、子どもたちが取材をした成果、それを発表して、素晴らしい成果だったと思っています。また、タブレットをですね、そうした取材したものをしっかりと自分の中で取りまとめ、課題、それからやるべきことをしっかりと精査して、そこに便利なツールであるタブレットをしっかり使って発表している。タブレットに使われるのではなくて、本当にタブレットを使いこなしている。その姿を見てですね、まさしく飯南町の新しい魅力につながっているな、と感じたところでございます。

それで、議員からは、はじめに「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」の違いについて説明をして、住民と意見交換会を行う必要があるではないか、というご質問をいただきました。

まず、この２つの事業の違いにつきましては、先ほど議員から述べられましたので、重ねませんけれども、現在、飯南町で実施しておりますのは、子どもたちの放課後の居場所づくり事業として、４つの小学校区で実施している「放課後子ども教室」でございます。

そして、この事業については、これまで議会のほうからも様々なご意見をいただいておりまして、令和４年度に向けて「放課後子ども教室」を充実できるように検討を進めているところでございます。

議員からは、「資料を配布して住民との意見交換会を開催すべき」というご指摘をいただいたところでございますけども、これまで平成 29 年度に一度、利用者アンケートをとっております。ある程度の利用者ニーズは把握しているつもりではございますが、それ以降、利用者の声を聞く場は設けておりません。したがいまして、アンケート調査から時間も経過しておりますから、利用者のニーズにも変化があるものと思っております。議員のほうからも住民にわかるよう周知すべき、ということでございましたし、今後、「放課後子ども教室」の充実を図るプロセスの中でですね、資料をお示ししながら、利用者の声を聞く場を設けたいと考えております。

それから、子ども教室に地域住民の力を得て体験学習支援を実施すべき、ということでございます。これにつきましては、現在、公民館と連絡をしておりまして、地域住民の協力による体験活動の実施に向けて今準備を進めているところでございます。

具体的に言いますと、来島の放課後子ども教室に、来島公民館の事業であります「むらさきキッズ」、これとコラボした軽スポーツを取り入れたり、あるいは公民館を通じて文化団体との交流ができないものか、と思案しているところでございますけども、来島公民館のほうからは、「今度の冬休みにでも、さっそく試験的に行ってみたい。」と前向きに検討していただいているところでございます。

なお、この話し合いの際にですね、やはり平日の場合は、まず宿題をする、優先するべきであろう、と現場の意見もいただいておりますし、そうした意味では体験事業は長期休暇中に実施をしたほうがいいのではないか、というご意見もいただいておるとこ

ろでございます。今後、ほかの地区でもこうした長期休業中の体験メニューが実現できるように関係の皆様と話し合いを進めたいと考えております。

○10番（戸谷　ひとみ）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　10番、戸谷議員の質問を許します。

○10番（戸谷　ひとみ）　10番。

次に「小１の壁」という言葉をご存じでしょうか。共働き家庭やひとり親家庭において、子どもが保育所から小学校に上がる際に直面する社会的な問題を、『小１の壁』といいます。保育所では延長保育があり、19時まで子どもを預かってもらえます。しかし、小学生になると放課後子ども教室の利用時間が17時30分から45分頃までと短いため、迎えの時間に間に合わせるのに苦労しているご家庭があるのが現状です。また、４月１日から小学生だと言われても、急にしっかりするわけではないので、保護者は安全面でも精神面でも心配が尽きません。

私の子どもは小学校１年生の後半、約半年ほど学校をお休みしました。その時に知ったのがHSCという言葉です。日本語では「人一倍敏感な子」と紹介されています。５人に１人の割合で存在するとされ、音や匂い、感覚や人の気持ちに敏感で、「人が大勢いるところでは、すぐに疲れてしまう」「人が怒っている声が苦手」「ちょっとしたことで傷付く」などの特徴があります。生まれつき持っている性質なので、病気や障害ではありません。

生まれてからたったの６年しか経っていない子どもにとって、保育園児から小学生になるという環境の変化はとても大きいものであり、ストレスを感じる子も少なくはないでしょう。HSC人一倍敏感な子であれば、なおさらです。したがって、春休み中の飯南町児童クラブのスタッフ配置については、特に配慮・増員することを求めます。

また、頓原の保護者は、来島で行われている長期休暇中の児童クラブの様子がわからないので不安に思い、利用を断念するケースもあります。児童クラブの中身、どこでどんなスタッフがどんなことをして過ごすのか、この情報がないことも原因になっているのではないでしょうか。

小１の壁と春休みの児童クラブのスタッフ増員、児童クラブの取組み内容の情報開示について、教育長のお考えをお伺いします。

○議長（早樋　徹雄）　10番、戸谷ひとみ議員の質問に対する答弁を求めます。

○教育長（大谷　哲也）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　大谷教育長。

○教育長（大谷　哲也）　番外。

続きまして、「小１の壁」と春休みのスタッフの増員について、でございます。

飯南町の「放課後子ども教室」における最大の課題は、これまでも申してきましたけども、スタッフの確保であります。これまでも求人を続けておりますけども、残念ながら新たなスタッフ、人材の確保にはつながっておりません。

議員からご自身の具体的な例をご紹介いただきまして、いわゆる「小１の壁」のことを心配をされて、特に春休みのスタッフ増員についてご指摘をいただいたところでございます。人員確保がままならない状況でございまして、春休みの増員も現時点では容易ではないと思っています。そうした中で、先ほども述べましたように、公民館と連携した体験メニューなど活動内容を工夫することで春休みの「放課後子ども教室」の充実を図ることは、目途が立ってきました。子どもたちが少しでも居心地の良い居場所を提供できるように考えていきたいと思っております。

なお、保育所から小学校へと環境が変化する中で、子どもや保護者が抱える様々な不安を解消するためには、保護者が相談しやすい体制づくりが大切だと考えています。

そのために、保護者と小学校の情報共有、相談ネットワークによる切れ目ない相談体制など、関係の皆様と十分に連携をして「小１の壁」に不安を持っておられる方と、しっかり向き合える体制を作っていきたいと考えています。

次に、来島で行われております子ども教室の取組内容の情報提供についてです。

長期休暇中の「放課後子ども教室」については、その都度、学校を通じて利用者にご案内してきましたが、言われますように取組内容の周知という意味では不十分であったかと思います。

先ほど述べましたように、新年度に向けて徐々にではありますが、「放課後子ども教室」の活動内容も充実しつつあります。あらためまして、その活動状況を広報などで紹介することにより、利用してみたいと思っておられる皆さんに、取り組みの内容が良くわかるような情報をお届けしたいと思っています。いずれにしましても、今後の「放課後子ども教室」の充実に向けて、しっかりと利用者のご意見を聞き、取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○10 番（戸谷　ひとみ）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　10 番、戸谷議員の質問を許します。

○10 番（戸谷　ひとみ）　10 番。

11 月 23 日に公園整備について、住民の皆さんと町長が意見交換をする場が設けられました。私も参加しましたが、いろいろな意見を聞くことができて、とても有意義な時間でした。この日に出た意見を元に質問をします。

雨や雪の日でも遊べるように、赤ちゃんから利用できる室内の遊び場を来島拠点複合施設に作って欲しい、という意見がありました。ここにあれば、図書館を利用したり、室内で遊んだり、交流スペースで飲食もでき、天候に関わらず親子でゆっくり過ごすことができます。

また、子育て世代の横の繋がりだけでなく、地域の方との異世代交流も生まれるでしょう。昔と違い今は、近所に同じ年頃の子どもがいないことも珍しくなく、子どもと２人で過ごす時間が多くなり、息の詰まる想いをしながら子育てをしている人がいるのです。私もそうでした。室内の遊び場が日中自由に利用できる状況であれば、わざわざ町外に

行くことなく町内でリフレッシュでき、子育てを楽しむ余裕が生まれるでしょう。予約なしで日中いつでも使え、赤ちゃんから利用できる室内の遊び場を来島拠点複合施設に設置することを提案します。町長のお考えをお伺いします。

〇議長（早樋　徹雄）　10 番、戸谷議員の質問に対する答弁を求めます。

〇町長（塚原　隆昭）　議長。

〇議長（早樋　徹雄）　塚原町長。

〇町長（塚原　隆昭）　番外。

10 番議員から、公園整備についてのご質問、そしてご提案をいただいたところでございます。先般ですね。先月ですが 23 日に意見交換会を開催しておりまして、ケーブルテレビ等での放映もあっております。で、議員も出席いただきましたが、11 名の方からですね、様々なご意見をいただいたところでございます。行政報告でも少し申し上げましたが、もう少し詳しく申し上げますと主な意見としては、新たに公園として整備するのではなく、既存の公園を、既存の公園や施設を活用してはどうか」「豊かな自然を生かして自由に遊べるスペースがあっても良い」そして「積雪時でもそうしたことも考えて屋内で遊べるところがほしい」、こうしたご意見の中で、今既存の施設、来島交流センターのですね、屋内の中への整備ということでご質問をいただきました。続いてですね、24 日にもですね、子育てサロン「ほっとカフェ」、これ議員ももちろん出席されておりませんが、小さなお子さん、ほとんど１歳未満のお子さんとお母さん方、出ていただきました。８名の方が出られまして、乳幼児を抱えたお母さん方との意見交換をさせていただきました。で、保育所の園庭やですね、その近隣市町の公園にある遊具について、やはり小さなお子さんは利用できない。もっと小さな、まあ２歳未満とぐらいと言ったほうがいいでしょうかね、そうした子どもさんが遊べるような屋外遊具とか自由に動き回れるスペースの整備について、要望とかご意見をいただいたところでございます。そうしたですね、今回貴重なご意見もいただきましたし、保護者の皆様へアンケート調査もさせていただいております。今後どのように整備していのか、今現在内部ででですね検討を進めておるところでございます。

それで、具体的には議員からは、その今、来島拠点複合施設の中への遊び場の設置ということでございます。この来島複合拠点施設につきましては、子どもさんからですね高齢者まで幅広い年代の住民が集まり、交流する場として整備した施設であります。昨年 10 月のオープン以来ですね、地域の会合であったり様々な文化教室、そして学校の部活動、高校も使っておられます。神楽とか吹奏楽、それからスポーツクラブでバトミントンとか卓球とかしておられることもあります。たくさんの住民の方にご利用いただいております。予約なしでなかなか自由に利用できる施設とすることは、現時点では困難な状況にあります。要は利用度が非常に高い施設になっております。

しかしながら、玄関横にスペース、これご承知だと思いますが、自販機もあるんですが、椅子も置いてあって子どもさんのおもちゃを備えたコーナーもありまして、あります。

図書館が開館している、来島交流センターは土日開いてますので、そうした所から、図書館のほうから入っていただいて玄関は閉まっているんですが、入っていただければ玄関の横の交流スペースで遊ぶことはできます。もう一つ、図書館横のですね和室があるんですが、あれも空いておればですね、土日開放しておりますので、そうした子どもさん連れの方が利用していただいても結構ですので、こうしたスペースもですね活用いただければと思っております。それで、イメージ的にはですね、たぶんその２階の今の防災拠点の、として整備した部屋をですね、活用してはどうかというご提案ではないかと思いますが、２階については学習支援館と避難所、そして備蓄倉庫などの防災設備をですね置くスペースとなっております。その支援館がですね、今土日も使っておりますが、特に 10 月から受験も控えまして毎週日曜日、11 月からは毎週土日でですね、これ年末年始も含めてですが、支援館は開講してますが、特に高校３年生を中心とした受験対策、そうした学習支援をですね継続して行ってきております。この２階部分の活用についてのご提案ですが、公営塾がある学習支援館は今後も重要な子育て支援事業の１つでありまして、このような状況から室内をですね子どもの遊び場としての活用はですね、難しいと考えておるところでございます。したがいまして、１階の図書館、それから玄関横のスペース、和室とかですね、そういうスペースをですね有効に使っていただければと思います。以上です。

○10 番（戸谷　ひとみ）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　10 番、戸谷議員の質問を許します。

○10 番（戸谷　ひとみ）　10 番。

飯南町には公園や子どもが遊べる場所があります。新しい公園を作るのではなく、既にある公園の管理をきちんとし、足りない設備、小さい子も使える遊具や水道、あずまやなどを追加して活かしてほしいという意見がありました。町の財政状況を心配するような意見もありました。私は議員になり、町の財政状況を勉強する中で子どもたちのため、そのまた先の子どもたちのために何にどれだけのお金を使うのか、未来に何を残すのか、真剣に考えていくべきだと思うようになりました。

子どもが持って帰った中学校の学級通信に大切なことが書かれていたので、ご紹介します。「これからは、自分から考えて自ら行動を起こすことをより意識して生活して欲しいと思います。何事も『何のためにやるのか』ということを常に考え理解して、自分の意志でやることで、得られるものも大きくなります。何のために学校に行くのか。何のために学習するのか。何のために部活動をするのか。何のために挨拶をするのか。何のために掃除をするのか。意味を考えてみましょう。」このメッセージは、これからの時代にとても大切なことだと思います。そして、町のお金の使い方についても同じことが言えると思います。

町長は就任時に「守らなければならないもの」「伸ばしていくもの」「新しく取り組むもの」「見直し縮小廃止するもの」を整理します。と述べられています。進捗状況をお伺

いするとともに、既存の公園を活かした整備についてお考えをお伺いします。

○町長（塚原　隆昭）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　塚原町長。

○町長（塚原　隆昭）　番外。

議員からは町の財政状況を踏まえた事務事業の整備、そして既存公園を活かした整備についてご質問をいただきました。最後おっしゃいました私が就任時に申した「守らなければならないもの」、そして「伸ばしていくべきもの」、「新しく取り組むもの」、そして「見直し・縮小、廃止するもの」、こうしたことを申し上げました。これは総合振興計画を着実に進めていく上で、やはりその中ですべてをこう一緒に進めていくことは難しいということで、限られた財源の中でそうした整理もしていかなければならない、ということで申し上げたところでございます。それで、近年の大規模事業をずっと行ってまいりました。そこで、昨年からの新型コロナウイルス感染症への対策等で、町の財政もですね、もちろんコロナの交付金等はございますが、やはり財政のほうは厳しい状況にあると思っております。それで、財源確保と併せて全ての事務事業におきまして、スクラップアンドビルド、これは当然のことではありますが、必要であると考えておりまして、来年度の今予算編成、要求もですね出つつあるところでございます。その予算編成にあたって、今回はそうした作業をですね重点的に進めるように全ての事業でですね一から見直すということで、指示をして予算編成に入っているところでございます。そうした形で今取り組んでおります。それで「何を見直しするのか」「重点的に進めるものは何か」そうしたことにつきましては、今の申しました予算編成作業に併せてですね、担当課と協議をしながら検討を行う段階でありまして、今具体的にはここでお答えできるものはございません。で、既存の公園につきましては、町内にどうした公園があるかということですが、農村公園と呼ばれまして、これは谷にあります。それから上赤名、それから赤名の、神社の下のところにあります「ふれあい公園」ですね。その農村公園と呼ばれる公園が３か所あります。それから頓原の道の駅にあるのが「緑地公園」と呼ばれる公園です。それから赤名の町の上にある「水辺の楽校」ということで、これ工事に併せて整備された公園がありますが、そうしたとこもあります。それから、今のは条例に定めておりませんが、農村公園と緑地公園は条例に定めております。それから、ちょっとした遊び場としては、さつき会館の横にですね子どもの秘密基地ということで遊具を整備されておりますし、それから来島の「ちびっこ広場」ですね。まあ、芝生広場がありますが、それから頓原団地の、この広場ですね。そこへは今年度遊具を設置するように準備しております。

それで、既存の設備を活かした公園整備も当然その一つであると考えておりまして、具体的な検討はこれから進めてまいりますが、そうしたこれまでせっかくある公園ですので、しっかりとした活用をですね、考えてまいります。

○10番（戸谷　ひとみ）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　10番、戸谷議員の質問を許します。

○10番（戸谷　ひとみ）　10番。

意見交換会では、プレーパークという、自然の中で子どもが遊びを自分で考える場所を作りたいという声もありました。興味深い発言をした若い女性に、改めて飯南町の公園のあり方について聞きましたのでご紹介します。

「飯南町は９割が森林に覆われていて、自然環境に恵まれています。豊かな森林があって、豊かな水、川、海ができています。一方で、森林を管理する林業従事者の減少によって放置されて茂り過ぎた森林が増え、地表に太陽が届かず土地が痩せ、土砂災害の増加や生態系にも影響を与えているという現状もあります。子どもたちが遊び場として山や川などの自然を利用することで自然のサイクルを肌で感じて山の大切さを知るきっかけになるのではないかと思います。子どもたちと一緒に親世代の大人も、楽しく森林について知る、興味を持つきっかけにもなると思います。また、自然の中でのびのびと遊ぶことは子どもたちの感性を磨き、生きる力と知恵を身につけることができます。丈夫な体と考える力を育む最適な場だと思います。」プレーパークについて、このように教えてくれました。飯南町の魅力を生かし、課題解決にも繋がるアイデアだと思いますが、町長のお考えはいかがでしょうか。お伺いします。

○議長（早樋　徹雄）　質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原　隆昭）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　塚原町長。

○町長（塚原　隆昭）　番外。

続いてのご質問でございます。プレーパークという手法でございます。

先月の意見交換会において「既存の遊具がなくても、子どもたちが自由な発想で遊びを作りあげていく遊び場」それがプレーパークですが、これについて、飯南町、島根県の農業大学校の林業科がありますが、そこの林業科の学生、男性ですが、１年生でございましたが、その大学生からプレーパークの提案をいただきました。その生徒は県外から来ておられまして、その飯南町のこの豊かな自然の中で、また林業にも触れられておりますので、そうしたプレーパークの提案であったと思います。我々が日頃当たり前に感じているこの自然環境そのものが、子どもにとって最大の遊び場であるということを改めて気づかせていただきましたし、この提案につきましては、ひと・もの・こと、というですね地域資源豊かな飯南町に、豊かな自然の資源、本当に適したですねアイデアだと感じたとこでございます。このプレーパーク的な考えについては、同じく出席されておりました保育士の方、かなり経験のある方ですが、そうしたこともやはり自然と触れ合うことの大切さですね、本当に述べられておりました。

それで、プレーパークを進めていくには、実際の遊び場、フィールドの提供も必要なんですが、やはり、これも意見で出たんですが、そこに、そもそもそういったところで遊びがわからない子をただ投げてもですね、親もそうなんです。教えることできない、

子どもも何していいかわからないということで。ただ子どもは、そうしたとこで時間が経てばいろんな事を習得して遊びを覚えると思うんですが、やはり遊びを教える人であったり支援する人、そうした地域の皆さんの協力も必要ではないかということでありました。公園整備の１つのアイデアとして検討してまいりたいと思いますし、ネットでですねプレーパークを検索したらですね、「冒険の森とんばら」ということで、これ緑地公園のことなんですが、それがすぐに出てまいりました。まさに今の緑地公園はプレーパークのスタイルをとった公園だと思っております。正式にプレーパークの看板が出ているわけではないんですが、そうした公園だと思われます。ただですね、もちろん山に入ることもできますし、奥のほうは堤もあったりですね芝生広場もありますが、やはり適度な管理はですね、適度と言いますか適切な管理、芝生も少しあそこは雨が降った時は少し湿気が多くてですね歩きにくいところもありますので、そうした適切な管理は必要ではないかと思ったとこでございます。このプレーパークの考えにつきましては、繰り返しになりますが、一つのアイデアとして検討してまいりたいと考えております。

○10 番（戸谷　ひとみ）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　10 番、戸谷議員の質問を許します。

○10 番（戸谷　ひとみ）　10 番。

総合振興計画に書かれているとおり、飯南町は、住民主体のまちづくりを推進しています。意見交換会でわかったのは、公園整備について真剣に考えてくれる住民がいるということ。住民主体で考えるプロジェクトチーム（検討委員会）ができるのではないかということです。メンバーを集める時に大切なのは「意欲のある人」に入ってもらうことだと思います。行政が考え、与える公園ではなくて、プロジェクトを通してみんなで考え、みんなで作り上げる、みんなの公園にしませんか。

また、とても有意義な意見交換会でしたが、開催案内のプリントが保育所の保護者だけに配付されたことへの不満の声や、一度だけで終わらず引き続き意見交換会をして欲しいという声も聞いています。

用事があって意見交換会に出られない人、そういう場では意見を言えない人の声を拾い上げる工夫を求めます。例えば、WEB アンケートを利用すれば無記名で気軽に回答でき、自動で集計できるものもあるので大変便利です。紙で行うアンケートは無記名であったとしても、筆跡で誰が書いたかがわかってしまう恐れがあるので意見を書きにくいとの声もあります。提出先が保育所や学校であれば普段から保護者と先生が連絡帳でやり取りするため、筆跡で個人が特定される恐れが高いことも申し添えます。

今後の公園整備の進め方について町長のお考えをお伺いします。

○議長（早樋　徹雄）　質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原　隆昭）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　塚原町長。

○町長（塚原　隆昭）　番外。

最後にこれまでのご質問、そして私の答弁を踏まえまして、今後の公園整備どう考えるかと、進めていくのかということでございます。

その前に、アンケート方法とか意見集約の方法について、いろいろご提案もいただいたところでございます。

私、公園整備にあたっては、もちろんハード整備ということで、公園、遊具を置く、それから広場を整備する、そうしたことも大事なんですが、やはりこれまで課題になっております維持管理のところですね、誰が、これを管理していくのか。そこにやっぱりお金が必ずいると思います。そうした将来的な維持管理の方法であったり、管理経費のことも含めて、そうした広い視野で検討する必要があると感じております。

小さなお子さま向けの遊具につきましては、現在整備できていない状況もありますから、特にこのことについては早急に、令和４年度の整備に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

そして公園整備につきましては、私、イメージではそうした小さなお子さんの遊び場ということで検討も考えておったんですが、今回いろんな調査をすることで、新たなこともわかりました。それから意見交換の中でも、いろんなご意見を頂戴したところでございまして、今後の子育て支援に向けてのですね、そうした情報集約につきまして、ご意見の集約につきまして、先ほどＷＥＢでのアンケートということがございました。

私もこれまでアンケートといえば紙ベースでの回答を考えておりましたし、ネットで、あとメールとかもあるかと思いましたが、そういうことが誰か特定がなかなか、もちろんできるわけですが、その場合は、それをされたくないというような意見が多いということであれば、そうしたプライバシーに配慮したＷＥＢでのやり方とかも今後は検討していかなければならないかなと思ったところですが、このへんについてはちょっと工夫をしていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、今回の意見交換会にとどまらずですね、たくさんの方から引き続きご意見いただきますよう進めていきたいと思いますし、ただ、どこかではやっぱり意見をまとめて、もう整備の方に移っていかなければなりませんので、そのへんはですね、進捗をみながら意見もいただくという形で、飯南町にふさわしい公園整備を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○10 番（戸谷　ひとみ）　質問を終わります。

○議長（早樋　徹雄）　10 番、戸谷ひとみ議員の質問は終わりました。

ここで換気のため 10 分間休憩をいたします。

午後２時 40 分休憩

……………………………………………………………………………………………

午後２時 48 分再開

〇議長（早樋　徹雄）　一般質問を続けます。

８番、安部　丘議員。

〇８番（安部　　丘）　議長。

〇議長（早樋　徹雄）　８番、安部　丘議員。

〇８番（安部　　丘）　８番。

通告に従い一般質問をいたします。

はじめに、高齢者福祉のビジョンについて伺います。

２年前、令和元年６月議会において、私は、「高齢者福祉については、町と社会福祉協議会が方向を示し、リードしていく必要がある」と問いました。

当時、高齢者福祉施設は人材不足もあり、町内に２施設ある特別養護老人ホームは、入所希望で待たれておられる町民が、40 人余り居られながら、フルスペックでのサービスを提供できていない状況でした。

当時町長は、「飯南町人口推計及び分析」それから「地区別介護分析」、それと「福祉人材の現状と推計」この３つの資料を、「持続可能な地域社会総合研究所」に委託されており、これを参考に、本町福祉の将来を見据えた『未来予想図』を描くことが、肝要であり「第二次総合振興計画後期計画」に反映する。と、答弁されています。

あれから２年が経ちましたが、状況は変わっておりません。

「第二次総合振興計画後期計画」には、「人材育成と、担い手確保、に取り組んで行く」とされておりますが、具体的な手立ての記載はありませんし、高齢者福祉の未来予想図的なものには、全く触れられてもおりません。

この間、町も手をこまねいていたわけではなく、福祉施設協議会等で検討を重ねて来られたと伺っています。

現在は、令和５年度までの介護保険８期計画が進行中ですが、来年度中旬には、９期計画を策定する必要がございます。

町民が安心して暮らせるまち、町が掲げておられる『日本一の健康福祉のまち』を実現する１丁目１番地がこの『未来予想図』です。残すところ１年余りとなっておりますが、ここには魂のこもった計画を策定されることが望まれます。

そのためには、今までと同様の進め方をしていたのでは、間に合いそうに思えません。

計画立案に残された時間軸は、先ほどの同僚議員の質問に対する答弁よりもはるかに短いと認識をしております。ここは計画立案に対するギアを入れ替える意味で、プロジェクトチームを結成し、目的と期間・体制を定め「魂がこもった未来予想図の完成」を遂行できるように取り組むべきではありませんか。

また、このプロジェクトにおいては、町は事務局ではなく、プロジェクトリーダーとして計画をけん引されるべきでしょうし、必要であれば、外部の識者に参画いただくことも視野入れておかれたいと考えます。

特別養護老人ホームは高齢者福祉の最後の砦です。小規模多機能福祉施設や訪問看護

にとって大きな後ろ盾であり、高齢者福祉のど真ん中に座る根幹となる施設です。高齢者が、安心して暮らせる環境を確保していくために、ハードとソフトの両面からの整備が急がれますが、町長のお考えを伺います。

○議長（早樋　徹雄）　８番、安部丘議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原　隆昭）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　塚原町長。

○町長（塚原　隆昭）　番外。

　議員からは、高齢者福祉についての質問をいただきました。

先に、本日４番議員からも同様の質問をいただきお答えしておることがありまして、重なる部分もありますが、ご了承いただきたいと思っております。

今、議員からご質問いただきました。未来予想図ということで、前町長からも答弁してりまして、その後の経過も含め答弁させていただきます。

　高齢者福祉事業につきましては、二つの社会福祉法人、社協と友愛会です。それからNPO 法人、３つの民間事業所で町内運営されております。

また、平成 29 年４月から、事業所のトップからなる「飯南町福祉施設協議会」これを設立し、今後の高齢者福祉の展望を考え、人材教育をはじめ人事交流であったり、それから町と一緒になって定住フェアに出かけまして、人材確保の方ですが、これに取り組んでいただいておりました。特に、これもちょっと重なりますが、外国人雇用の関係ではですね、ほんとに連携した積極的な取り組みで、もうあと一歩、もう受け入れまでいくとこだったんですが、コロナ禍でそこがほんとに中止になって残念な思いもしております。

　それから、この各施設の人材確保、人材不足はですね、やはり歯止めがかかっておりません。これはですね、介護職のみならずですね、給食調理の方とかですね、そちらの方もですね、人材が確保できないということで、このことはですね今回飯南病院の方もこれまで友愛会、社会福祉法人に給食調理部門を委託しておりましたが、人材確保のことからですね、民間の（聞き取り不能）これは町内の福祉事業所でございますが、そちらの方へ委託先を変えております。そうしたことで介護職のみならずですね、そうした他の部門での人材不足も問題となっております。

　あわせまして、今、町内の施設におきましては、経年、年数が経ってですね老朽化している施設もありまして、建替えの問題も出ておりますが、このことに関してもやはり同じものを建てるには補助金はありませんし、新たな形での、例えば特養であれば今の多床室をですね全部ユニットにすれば補助金は出るんですが、ただ、低所得者の方とか基礎年金だけの方に対しては、そのユニットの使用料は非常に高額でありますから、そうしたとこで多床室がやっぱり必要ということで、いろんなことを合わせ技で考えていかないと、この施設整備もですね今後解決できないんではないかと思っております。

　それで、法人同士のその統合の話もですね、実はございました。まず全部をくくるよ

うなことは、そんな話も福祉施設協議会では出ておりますが、まずは社会福祉法人の特養の部分を例えば一緒にするとか、そういった話し合いはですね持たれたということは聞いております。

この課題はですね、ほんとに急ぐ課題だと私も認識しておりまして、ただ、午前中も４番議員の答弁でも答えましたが、それを社会福祉協議会で、今まとめることを中心になって、それを担っていただく。それはなかなか難しいんじゃないかということも申し上げました。

それで今回ですね、10 月に副町長と保健福祉課長で、すべての事業所を回らせていただきまして、トップの方と今後の、今の経営状況も含む将来展望を伺ったところでございます。

みなさんそれぞれ、今のサービスに対して住民の方へですね、継続できるようなサービスを提供していきたい。そして、利用されておる住民の皆さんの、もちろん顔が見えますので、そうした方が困らないように、そしてエリヤごとで入所される方があるんですが、そこの地域も支えていきたいと、そういうような想いも強く感じたところでございます。町としましてもこの想いをですね、ほんとに形にしていくべきと考えておりまして、今後、住民福祉向上のためにどのような方法があり、そしてどのような方向性で歩んでいくか、様々な機関とですね、これは協働して実施していくことになりますが、副町長がですね、今、要請、プロジェクトチームのことですが、副町長をトップとしましたプロジェクトチームを庁舎内に立ち上げまして、これは当然各事業所にも参画していただきますが、場合によっては有識者も必要かと思いますが、いずれにしてもあまり急がれる課題ですし、今、介護計画におきましては８期の期間中でございますが、もう１年足らずで９期がまた始まります。３年で更新していきますから非常にスピードが速いんですが、そうした計画に必要な介護サービス、今後の町として必要なサービスがどういったものがいいのか、そうしたことも盛り込んでいく必要があると思いますので、早急に体制づくりを進め検討を進めてまいりたいと思います。以上です。

○８番（安部　　丘）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　８番、安部丘議員の質問を許します。

○８番（安部　　丘）　はい。８番。

町長からは、今まで検討してきた諸問題、なかなか決定できなかった経緯等、かいつまんでご説明があったと思いますが、私もそのことについては十分承知しております。今やらなきゃいけないことは計画を確定させるということで、これについて町長は今、副町長をリーダーとして進めていくという力強い答弁をいただいたと思っております。魂のこもった未来予想図ができることを確信いたしました。

続いて次の質問に移ります。

次に農産物などの特産品の、流通における地理的ハンディ克服への支援について伺います。

今年は、新型コロナウイルスの感染拡大に翻弄される年となりました。去年から続いた感染拡大は、収まりかけると次の感染拡大の波が押し寄せるを繰り返し、観光業や飲食業など、多くの企業・事業者が、制限を設けた営業を続けざるを得ない状況となりました。持続化給付金など国・県・市まちの補助金や助成金で、何とか凌がれた事業者がほとんどです。

こうした助成金や補助金は、全ての産業に準備されているわけではありません。飲食店の営業縮小に伴い、生鮮食品の需要は大きく減退し、トマトなど園芸農作物の一部は、昨年と比べて価格が下落したと聞いております。現時点で園芸農家に特化した直接的な助成金制度はございません。

新型コロナウイルス感染症拡大は、未だ収束を見通せず、この先の経営に不安を抱えておられる事業者も多いと思います。町でも支援について検討中と聞いておりますが、一刻も早い対応が望まれるところです。

このような状況にありまして、施設園芸をされている認定農業者の中には、県内外の知人や友人、更にはインターネット等のチャネルを使い、新鮮でかつ、安心・安全な産品を、直接消費者へ届ける通信販売を始められた方々もいらっしゃいます。
産品は消費者にも認められ喜ばれるのですが、送料がかさむことから、競争力を保てないのが課題のようです。その打開策の一案として、個人毎に行っているの産品の発送を、例えば観光協会などで集約し一括して行うようなスキームを構築できないでしょうか。一事業者で取り扱う数量が、相当量まとまることで、特別価格の送料を設定でき、競争力が強化できるものと考えられます。発送作業自体は、生産者が行えば良いわけですから、スキームさえ一度構築すれば、一過性の支援ではなく、持続可能なものとなるわけです。また、飯南米など特産品に幅広く利用して頂くことができますので、生産者の意欲向上にも繋がるのではないでしょうか。

町は今年、飯南町農業振興計画を策定されましたが、そこには「流通における地理的ハンディ克服への支援」と明記されております。何らかの支援策が必要だとのお考えはお持ちのように思います。

また、県外の知人や友人と言ったチャネルは、関係人口のひとつであり、関係性を深めることは、地域づくりにも繋がるうえ、ブランド形成にも有効な手段だと考えます。
町長のお考えを伺います。

○議長（早樋　徹雄）　質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原　隆昭）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　塚原町長。

○町長（塚原　隆昭）　番外。

続いての質問でございます。農産物などの特産品の流通に向ける地理的ハンディーの克服ということで、最初に農産物の個別直送を集約するスキームができないだろうかというご趣意だったと思います。

そして、コロナ対策で、議員の方からも園芸作物への助成制度ができないかというご質問がありました。

　農産物を都市部の需要者に直接届けるには、やはり町内で採れる安全で良質な農産物を直接知ってもらうための流通ルートとして、これは有効なものと私は考えております。実際に取り寄せて食べられた方の感想などがＳＮＳとか、そういった口コミで広がり、新たな消費者を生むことも期待できると思います。

本町の農産物への愛着を覚えていただくには、議員言われますとおり県外との関係人口、これを広げる一つのきっかけになるものではないかと考えられます。

この直送のことですが、議員言われますとおり農産物の個別通販はですね送料がかかります。鮮度を保つために保冷便を使うとなりますと、輸送に係るコストは更に増すことになると思います。今、夏場クール便とか箱に入れて送ったり 2,000 円以上かかるのが個別では実態でございます。

ＪＡ雲南地区本部でも昨年インターネットを活用した地元野菜の通信販売に取り組まれたと聞いております。その際のご意見として、

・価格設定や鮮度の維持が難しいこと、

・通信販売で競合する他地域との差別化が難しいこと

ということで、思われたほどの成果がなかったと聞いております。

　議員からは、観光協会でもということでありました。飯南町観光協会では実は昨年コロナ禍にあって、産直市の販売も落ち込んでおりましたし、それから巣ごもりで都会の人が家から出られないということで、これをきっかけにそうした取り組みをやってみようということで、始めたんです。これ試行的な取り組みとして、代金の決済の手続きが少し時間がかかって、夏場もちょっと中盤ぐらいでスタートしたんで、少し取り組みが遅かったんですが、試行的な取り組みとして地元野菜の通信販売がですね、行われております。これは町外の在住の関係者の方に、まさに関係人口ですが、を対象とした小規模な販売でしたが、その時の結果といたしましては、

　野菜等をまとめて、１つの箱にいろんな産直市で販売されておる野菜とか、町の加工品とか詰めて発送するわけですが、手間が結構かかるということ、想定以上に。

　それから品質の維持が難しい。これ夏場でもありますし、それから産直のトマトとかは、どうしても赤いトマト、ある程度熟した形で、普通流通はですね青いトマトが流通過程の中で赤くなっていくんですが、そうしたところで品質の維持が難しかったと、そういったことも実際としてありました。

　このことから、農産物の個別通販をまとまったロットで対応することは、現状では課題があるんではないかと認識しております。

町といたしましては、最終的には生産者の方へ十分な利益が還元される、そうした仕組みづくりを行う必要があると思っております。これまでもそこのところはＪＡと連携いたしまして、まとまった量が一定の品質で採れる産地の形成、今飯南町は８品目、先ほ

どありましたが、そうしたところを取り組んでやりますし、それから有利販売が期待できる市場の開拓、産地形成に加えて市場の開拓。そして最後はこの地理的ハンディを克服できるような流通の効率化、これがだいじだと思っております。これらがきちんと解決できるよう現状分析もしながら検討を続けております。

このことは、関係者によりまして話し合いもずっとしておりまして、いかにこうしたことが達成できるかというのは、ＪＡ、それから町、それから関係者においてずっと話し合いを続けてきております。

今後も引き続き生産者の皆さまが、安心して生産に取り組められるよう、必要な支援、取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上であります。

○８番（安部　　丘）　以上でございます。

○議長（早樋　徹雄）　８番、安部丘議員の質問は終わりました。

○議長（早樋　徹雄）　一般質問を続けます。

○５番（高橋　英次）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　５番、高橋英次議員。

○５番（高橋　英次）　はい。

５番議員の高橋でございます。本日最後の質問者となりました。ただ今、議長の発言の許可を得ましたのでただ今より一般質問を行います。

今回の一般質問には、２名の新人議員を含め７名の議員が質問を行うということとなりました。答弁に立たれます塚原町長には、その都度懇切丁寧な、町長のお人柄が伺えるようなていねいな説明にしゅうしんされており、たいへんお疲れのこととは思いますがあと一人でございますので、よろしくお願いいたします。

私の質問は、簡潔明瞭に行います。最後でございますので答弁につきましても、今までどおり懇切丁寧に説明をお願いしたいと思います。

今回は、株式会社エリーゼについてお伺いいたします。お伺いというより確認でありますが、この株式会社エリーゼは、平成 24 年より地元の方を雇用し、玄米を 6000 気圧で加圧を行い、加圧玄米として販売をされておりましたが、平成 30 年 12 月をもって今現在事業は休止となっております。

私の記憶が確かなら、平成 31 年２月の全協での説明を受けて以来、現在までそれ以降の説明はなかったかと思いますが、誤りであったらお断りを申し上げておきますが、たぶんそれ以降の説明はなかったと思っております。

以来２年経過しておりますので、今回は確認の為何点かお伺いいたします。

まず、土地の使用料、賃借料でございますね、これは現在も支払いを受けているのでしょうか。町として。そして、工場内には大変高額な機械が設置してあります。6000 気

圧という高圧をかけるということでございまして、その機械のメンテナンスは行われているのか。といいますのも、再稼働する折に、なかなかメンテナンスがしてなかったら、かなり精密機械に関しましては時間がかかるんではないかということでお伺いします。

それと、通告書では、裁判で係争中ではなかったかと書いておりましたが、確か調停中だったですよね、それは訂正いたしますが、いずれにせよ、これ和解が成立したのか、はたまた結局裁判にまでいったのか、結果はどうなったのかお尋ねしたいと思います。

そしてこれが肝心な質問内容になるわけですが、この株式会社エリーゼさんは、事業継続の意思が現在おありになるのでしょうか。もしそれが無いとなればその施設を他への譲渡ということは可能なのでしょうか。今の問題がいちばんどのような経過でいくかということが心配なわけでございます。

以上の質問を含めまして、飯南町としては今後どの様な方針・対応をもってあたられるのかお伺いしたいと思います。

この（聞き取り不能）をいただきまして私の質問は終わりたいと思います。

〇議長（早樋　徹雄）　５番、高橋英次議員の質問に対する答弁を求めます。

〇町長（塚原　隆昭）　議長。

〇議長（早樋　徹雄）　塚原町長。

〇町長（塚原　隆昭）　番外。

５番議員から、エリーゼの現状についてご質問いただきました。

議員からも説明いただいたとおり、エリーゼにつきましては、平成 24 年誘致企業として、下赤名の古市工業団地で超高圧加圧玄米の製造を開始され、平成 30 年 12 月まで事業を継続されました。

加圧機械の特許使用権を有する企業とのトラブルで経営難となりまして、製造及び販売など一連の事業を一時休止されております。その際従業員も、これ当時は一時解雇ということでしたが、実質解雇ということになっております。

議員の方から令和２年の２月の全協ということで、最後の説明があったということでございました。

これまでですね、実はいろんな変化もなくてですね、きておりまして、町としてもエリーゼさんとはですねアプローチをとるようにしておりましたが、コロナであって、本社と言いますか、社長は大阪なんですが、今、社長が体調を崩されておりまして、今窓口は最初は社長のお兄様である監査役の方が窓口になって、行政停止した以降はですね、そちらの方が窓口になっておられましたが、その方もちょっと今、交渉相手ではなくて、本町への説明は社長の奥さんと今やり取りをしております。

それで数点の質問がありましたので簡潔にお答えさせていただきます。

まず、土地の使用料につきましては、毎年、納付期限までに納付いただいております。これは年額 334,200 円でございます。この金額を納付期限までに納めていただいております。

次に、機械のメンテナンスのことでございますが、これは会社のことで詳細には把握しておりませんが、実は私も令和元年の８月にですね工場内に入りました。その時は原料の玄米を処分、これは新規需要米ということで、農政局の許可がないと移動できないということで、農政局が立ち合いして廃棄されるということで、その確認をされる際にですね、私も工場内に入らせていただきました。

その際はまだコメが残っておりまして、その時は空調ですね、エアコンですね、それが入っておりました。そこは確認しております。米を搬出された後は空調は止められたと聞いております。したがいまして機械本体のメンテナンスについては、承知しておりませんが、多分されていないと思われます。

それで、裁判についてですが、当時は調定ということで説明しておりました。これ調定は不調に終わっております。

今申し上げましたが、社長が体調不良ということで、代理人として奥さんが、今直近では先月 11 月に来庁されました。奥様と弁護士、それからコンサルタントと３名来られまして現在の状況を報告を受けました。今はですね、お互いが相手を訴えていると裁判中でありまして、係争中であります。エリーゼも特許権を持つ企業を訴えておりますし、特許権を持つ企業の方もエリーゼを訴えております。お互いが係争しているということで長期化している状況でございます。担当弁護士の方からは、その結論がほぼ長期化しておりますが、結論が出るであろうという日程は聞いておりますが、これも定かではありません。

今回、11 月にお会いしたとこですが、令和２年４月に前町長の方も工場の方で、その奥様の方と面会もされております。それから、昨年の 12 月もですね、そうした機会があったんですが、議会とかもあって日程があいませんで、これは県の方だけ訪問されて、こちらの方へ工場は来られたようですが面会はできておりません。今回は、令和２年４月に続いて 11 月にお会いできたということであります。

これは、私も就任して、やはりこの問題をしっかり解決しなければならないということで来ていただいております。

それで、その際に継続について、再開したいという意思はあるのかと聞いていますが、これは再開する資金面のことが、要は課題となりまして、事業パートナーとなる企業が必要と伺っております。いずれにしましても裁判が決着しないことには、再開できないと聞いております。

それから、施設の譲渡の可能性についてでありますが、これも先ほど申しました。裁判が決着しないことには施設の譲渡の話もできないという状況であります。

最後に、町としての今後の方針・対応についてのご質問ですが、今言いましたとおり私もですね、議員からも今ご質問いただきましたが、私もペーパーを用意して数点ほど確認いたしました。飯南工場を再開する考えはあるのか。それからエリーゼの会社として、そもそも会社を存続するつもりがあるのか。それから今社長が全く表に出てこられ

ませんが、社長の状況であったり、現在の役員の体制とか、そういったことも確認しましたし、機械の償却資産としての価値、これを今、価値がない扱いとしておられますので、今建物の課税はしておりますが、償却資産につきましては、価値がないということで処理になっております。それから土地の明け渡し、それから工場の処分・譲渡という（聞き取り不能）ですね、お聞きしました。

それで、今後事業継続のとこですが、確認いたしました。今後、町として、最後議員からはどう対応していくかということでお尋ねいただきましたが、基本的な考えといたしましては、この加圧玄米製造の事業継続ができるものなら是非お願いしたいと思います。

そもそも、本町のコメを原料として、実際は町の米は単価が高いということで他の米を使っておられたようですが、町の米はいくらかは使っておられたようですが、６次産業化の推進による産業の振興であったり、それから 10 人程度の新規雇用も生まれるということで期待してスタートした事業ですあります。実際、ピーク時には 10 人以上の雇用もあっておりまして、そうしたところも期待できる事業でございます。

現在の休止の状態が長期化することは、やはり望ましい姿ではありません。町といたしましては、この加圧玄米事業を行うために貸している土地でありまして、これ以上、進展がないようであれば、今の土地の貸し付け契約、これをしておりますが、正式に言いますと事業用定期借地権設定契約ということで、これは公証役場の立ち合いで契約を結んでおりますが、期限は令和 29 年になっております。それの契約に基づき解除・返還明け渡しということも規定がございますので、そうした措置もあるということをはっきりとお伝え申し上げました。

仮に契約解除となればですね、そこはまだいたってないんですが、工場を撤去し、更地にするということで規定にも盛り込まれております。町として、工業団地として整備したエリアをですね、今、お貸しして、雇用も生まれる。会社でありますが裁判のそうした事情もですね、わからないわけではないんですが、私としてはやはり、今、議員も含めて町民の方にきちんと説明する立場にありまして、いつまでも待てないということは申しております。そして早急な解決をお願いしたところでございます。

もう一つはですね、今、休止している工場、いろいろ話が周りにも伝わりますので、そうした工場を使わせていただけないかというようなお話は興味を持っていただいておる会社は実際あるのも事実でございます。現状については以上でございます。

○５番（高橋　英次）　終わります。

○議長（早樋　徹雄）　５番、高橋英次議員の質問は終わりました。

以上ですべての一般質問を終わります。

…………………………………………………………………………………………

○議長（早樋　徹雄）　ここで、休憩をいたします。

休憩中に議会運営委員会の開催をお願いをいたします。

午後3時25分休憩

午後4時00分再開

○議長（早樋　徹雄）　本会議を再開いたします。

12 月 7 日、飯南町長から提出された「議案第 73 号　飯南町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」撤回したいとの申し出があります。

この際、「議案第 73 号　飯南町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について撤回の件」を日程に追加し、追加日程第 1 として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　異議なしと認めます。

したがって「議案第 73 号　飯南町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について撤回の件」を日程に追加し、追加日程第 1 として、ただちに議題とすることに決定しました。

追加日程第１　議案第 73 号　飯南町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について　撤回の件

○議長（早樋　徹雄）　追加日程第 1 、議案第 73 号　飯南町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について撤回の件を議題といたします。

提出者から、議案第 73 号　飯南町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について撤回理由の説明を求めます。

○町長（塚原　隆昭）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　塚原町長。

○町長（塚原　隆昭）　番外。

先ほどは一般質問が終わったところではありますが、議運を開催いただきまして、定例会初日 7 日に提案いたしました議案の撤回について、ただいま日程に追加いただきました。

議案第 73 号　飯南町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定でありますが、この条例につきましては、町が取得予定の県営赤名団地について、島根県との財産取得の契約手続きが履行されていない中にあって、本来先行して行うべき財産取得の議決を経ずに、本定例会に先ほど申しました設置管理条例を先んじて提案

したところであり、その提案順序を誤っておりました。
　誠に申し訳なく思うところであり、行政の長としてお詫び申し上げ、今後の事務執行にあたっては、適切な執行をするよう指揮監督してまいります。
詳細は副町長から説明いたさせますが、適切なお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

〇副町長（奥田　弘樹）　議長。

〇議長（早樋　徹雄）　奥田副町長。

〇副町長（奥田　弘樹）　番外。
　議案撤回の理由について説明いたします。議案第 73 号　飯南町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和３年 12 月８日付けで早樋議長あて撤回請求書を提出いたしました。
　県営赤名団地の財産取得につきましては、平成 21 年４月６日付けの島根県との覚書に基づき、令和３年度において、県から町へ事業主体変更手続きを進めているところですが、年度当初の計画では、11 月には県と財産取得の仮契約を締結し、本定例会で地方自治法第 96 条第１項第８号に基づく財産取得の議案と併せて今回の条例案を提案する予定でした。
　しかしながら、譲渡価格の算定に影響します、県実施によります住宅修繕の進捗が遅れまして、仮契約の締結予定が来年１月にずれ込んだことで、本定例会への財産取得の議案提出が困難となりました。
その際、条例改正のアドバイスをいただいております島根県、そして「ぎょうせい」にこの条例案を先んじて今定例会に提案することの是非について確認をしておりましたが、その回答に時間を要してしまいました。
　結果としまして、見切り発車のような形となり、「飯南町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を先んじて、本定例会に提案してしまい、提案順序を誤ったため、議案の撤回をお願いするものでございます。
　この度は、提出議案の撤回に至りまして、皆さまに大変ご迷惑をおかけしましたこと、事務方トップである副町長として大変責任を痛感しているところでございます。
心よりお詫び申し上げます。大変申し訳ありませんでした。
　今後は、この度の反省を教訓にいたしまして、提出議案の作成に万全を期すことはもちろんでありますが、役場内での職員間の意識共有、情報共有、これの徹底、そして資質向上に努めてまいります。緊張感、危機感を高めて業務にあたってまいりますので、引き続きご指導・ご鞭撻よろしくお願いいたします。議案撤回の理由説明については以上です。よろしくお願いいたします。

〇議長（早樋　徹雄）　以上で、撤回の理由説明を終わります。
　これより質疑を行います。質疑の内容は撤回理由に対する質疑のみといたします。
　質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております、議案第73号　飯南町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について撤回の件を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　異議なしと認めます。

したがって議案第73号　飯南町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について撤回の件を許可することに決定いたしました。

許可をいたしましたが、ここで今回の撤回について議長として執行部の皆さんに申し上げたいと思います。

通常業務に加えて、コロナ対策、災害対策など業務量が極めて増大していると推察いたしますが、懸命に取り組んでおられ、住民福祉の向上に努力をいただだいております。このことについては、敬意を表したいと思います。

しかしながら、議案第73号の撤回は、町長、また副町長からも説明、お詫びがあり許可となりましたが、組織力を問われる撤回であり、誠に遺憾に思います。

今後、こうしたことのないよう十分注意を払っていただくことはもちろんですが、今回を契機として、「派手さはないが、堅実で事務能力も高い」、そういわれる事務組織となりますよう一層のご努力をお願いをいたします。また、期待もさせていただきます。

以上、一言申し添えさせていただきます。

○議長（早樋　徹雄）　お諮りいたします。

以上で本日の日程を終了し、これにて散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋　徹雄）　異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで散会します。

なお、11日12日は休会とし、13日から16日までは各常任委員会、16日午後1時から予算特別委員会とし、本会議の再開は17日午前9時といたします。

たいへん長時間にわたりご苦労様でございました。

午後4時10分散会